

官報

平 成 九 年 五 月 三 十 日

○第四百十四回 参議院會議錄第三十号

平成九年五月三十日(金曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第三十号

平成九年五月三十日

正午開議

第一 航空業務に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案(趣旨説明)

一、電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下、議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。梶山国務大臣。

(国務大臣梶山静六君登壇、拍手)

○国務大臣(梶山静六君) ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持、促進することにより、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発展を図るものでありますが、持ち株会社の設立等については、現在これを全面的に禁止しているところであり、この規制につきましても、事業者の活動をより活発にする等の観点から、平成八年十二月十七日の「経済構造の変革と創造のためのプログラム」を初めとする累次の閣議決定において、独占禁止法の目的を踏まえて見直すべきものとされたところであります。

今回は、これらの閣議決定を踏まえ、事業支配力の過度の集中の防止という独占禁止法の目的に留意しつつ、持ち株会社の全面的な禁止を改めること等の改正を行うべく、ここに法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、現行法では設立等が全面的に禁止されている持ち株会社について、事業支配力が過度に集中することとなるものの設立等を禁止することに改めることとしております。

第二に、これに伴い、一定規模を超える規模の持ち株会社による事業年度ごとの当該持ち株会社及びその子会社の事業に関する報告制度及び新たに設立された一定規模を超える規模の持ち株会社による設立後の届け出制度を設けることとしております。

第三に、大規模会社の株式保有総額の制限について、この株式保有総額の制限の対象から除外する株式を新たに追加することとしております。

第四に、事業者による一定の国際的協定または国際的契約に係る届け出義務を廃止することとしております。

なお、これらの改正は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

続きまして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案について御説明を申し上げます。

本法律案は、公正かつ自由な競争を一層促進することにより、我が国市場をより競争的かつ開かれたものとするためには、規制緩和の推進とともに競争政策の積極的展開を図ることが不可欠であることにかんがみ、個別法による適用除外カテゴリー等制度について、原則廃止する観点から見直しを行い、平成八年三月二十九日の閣議決定「規制緩和推進計画の改定について」において得られた

見直しの結果を実施するため、次のような二十法律、三十五制度にわたる改正を行うものであります。

第一に、個別法による適用除外を継続する必要性が認められない二十九制度については、これを廃止・法整備し、第二に、個別法による適用除外が過度に定められている六制度については、その限定・明確化等を行うこととするものであります。

なお、これらの改正は、公布の日から一月を経過した日から施行することとしたしております。以上、二つの法律案について、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。（拍手）

○議長（斎藤十朗君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。木庭健太郎君。

〔木庭健太郎君登壇、拍手〕

○木庭健太郎君 私、参議院平成会を代表して、ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、総理大臣並びに関係大臣に質問をいたします。

今日、国際化、高齢化、情報化など、我が国を取り巻く社会経済状況は激変しており、かつてないほどの変革期に差しかかっております。

我が国産業や企業活動を取り巻く環境も同様に厳しく、乱高下する為替相場に伴うリスクの増大、東南アジア諸国の急速な発展、さらにアメリカ経済の再生等を背景に、国際競争力ある企業は次々に拠点を海外に移し、国内には規制で守られた国際競争力のない産業が残されるという国内産

業の空洞化傾向が一層懸念されております。

今日、我が国産業の国際競争力を維持強化するためには、新規産業の育成や自由競争の促進による企業競争力の強化など、産業構造の抜本的改革が求められております。その中で、本法案における持ち株会社規制の緩和措置は大きな意味を持つものであり、この制度を適切に活用することができれば、今後、我が国の企業は持ち株会社の利用により経営の効率化や国際化を戦略的、総合的に大きく前進させていくことが可能であり、ひいては国際的大競争時代に打ちかつ競争力を身につけ、我が国産業の空洞化の防止につながるものと考ええるものであります。

しかし、最も懸念されるのは橋本内閣の姿勢であります。理念あつて実行が乏しく、総論賛成で各論反対など、抜本改革が次々に先送りされつつあるのが現状であります。

本案についても、提出に至る経過や、政府、連立与党の今までの対応、持ち株会社解禁を大合唱してきた業界の実態を見ると、果たしてこうした制度改正が、その目的とする自由競争の促進や企業競争力の強化に本当に役立つものとして運用されていくかどうか、かなり疑問があるのであります。

そこで、以下、基本的な点について何点か質問をいたしたいと思います。

第一に、持ち株会社解禁の意義について伺います。

今回の改正案の契機となった公正取引委員会の独禁法第四章改正問題研究会報告、いわゆる第四章研報告では、持ち株会社禁止制度は基本的には維持しつつ、過剰な規制については緩和する必要がある

あるからとの見地から、分社化やベンチャーキャピタルのための持ち株会社設立等に限って認めるというものであります。

そこでは、こうした部分解禁は独占禁止法による過剰規制を改めるという見地から行うべきものであるということが示されているのであります。

しかるに、本法案はそれよりも大幅な解禁となり、むしろ原則解禁と言っているほどの内容となっております。その意味では、本法案は独禁政策の規制緩和というよりは、産業政策的見地からの競争政策の軌道修正ではないかとの指摘もありますが、いかがでしょうか。

本法案は、従来のいわゆる純粋持ち株会社の禁止を緩和し、事業支配力の過度の集中を招かない限りは持ち株会社を認めるというものであります。が、政府部内においては、第九条を思い切つて撤廃し、持ち株会社を全面的に認めることが国際的ハーマナイゼーションや規制緩和の観点からも適切とする意見があつたやに聞いております。

一方、今回の措置が我が国独特の企業風土を背景に、いわゆる企業系列の強化による閉鎖的市場の形成につながるのではないかと懸念を示す向きもあります。

本法案が系列内取引の強化や閉鎖的市場の形成をもたらし、とりわけ中小企業などに不利益を及ぼす懸念はないのかを、まず総理にお伺いしたいと思います。

また、独占禁止法はあくまでも自由競争の維持、促進がその規制目的であり、いやくも特定産業や企業の非競争的な保護のために規制を緩和したり、運用をねじ曲げたりすることがあつてはならないと思うのでありますが、この点について

も総理に見解を伺いたいと思います。

さらに、本法案では施行後五年における見直し条項が導入されておりますが、この条項についても、変化の激しい現在、五年後では余りにも長過ぎるのではないかと思います。五年とした根拠は何なのか。それまでは持ち株会社に関する規定の九条はもちろん、大規模会社の株式保有制限に関する規定第九条の二や金融会社の株式保有制限十一條を見直すことはないのかどうか、明確な答弁を求めます。

その場合、法律自体を変えるのではなく、ガイドラインレベルの改定にとどめ、独禁法の不透明な運用を許す考えがあるのかないのか、この点も総理に伺いたいと思います。

第二に、金融持ち株会社と金融ビッグバンについて伺います。

総理は、経済構造改革と並んで金融制度改革、いわゆる日本版金融ビッグバンを提唱しており、これを受けて金融制度調査会等で、現在、金融自由化に向けた制度改革案が検討されております。この六月には銀行、証券業の相互参入や連結納税制度など、金融持ち株会社とそれに関連する金融制度の改革案が打ち出されることとなっておりますが、重要なことは、この金融持ち株会社を初めとする金融制度改革は単なる関係業界の利害調整や目先の税収減の回避という視点からの制度改革であつてはならないということであり、銀行の不良債権や保険会社の破産等、競争力や信用が極端に低下した我が国の金融業を透明かつ自由な競争によって活性化し、国際競争力と信用ある産業に再生させることがこの金融ビッグバンの意義であると思ひます。

しかるに、最近の動きを見ると、金融債の自由化についても長期信用銀行系の保護のために解禁を見送るなど、預金者や投資家をそっちのけにした、相変わらずの業者間のすみ分けに終始しているかのとき印象を受けるのであります。

さらに、業界トップの野村証券、第一勧業銀行の不祥事は不正な業界体質を浮き彫りにし、国民の不信と怒りを募らせております。こんなことでは、金融ビッグバンなどと称して国際的に胸を張れるような改革を果たすことは難しいと言わざるを得ません。

そのような金融制度改革では、金融持ち株会社を解禁しても、それは全く自由な競争を通じて金融業の国際競争力を高めるために利用される制度だとは到底思えません。

そこで、まず、相次ぐ証券、銀行の不祥事に対する認識と金融ビッグバンについての基本姿勢を総理に伺いたいのと、この金融持ち株会社の意義について、それがあくまでも金融サービスの多様かつ効率的な実現、それに伴う国際競争力の強化などが目的であることを改めて総理に確認したいと思ひます。

また、大蔵大臣には、まず、金融持ち株会社の金融制度改革上の位置づけ、競争政策上十分な検討がなされているのかどうか。次に、金融制度調査会等における検討の進捗状況、また、報告の提出される時期について、それが当初どおり六月を目途に提出されるのかどうか。三番目に、今日国際公約ともなった我が国のビッグバンがスケジュールどおり進み、おくれることがないのか、国際的な物笑いとなるような代物に終わることがないかについて伺いたいと思ひます。

第三に、持ち株会社関連諸制度の改革について伺ひます。

持ち株会社については、設立自体は本法案で一応認められていますが、持ち株会社が実際に設立され、その機能を十分発揮するためには、連結納税制度、子会社設立に伴う譲渡益課税の改善措置など、税制上の課題を解決しなければならぬことは言うに及ばず、その他にも、連結財務諸表のあり方、持ち株会社たる親会社と子会社あるいは親会社の株主、債権者と子会社との関係、子会社の労働組合と持ち株会社たる親会社との労使関係など、関連する諸制度についても議論していく必要があることは各方面からも指摘されております。

このうち、金融関連の諸制度については、先ほど申し上げた金融ビッグバンの一環として金融制度調査会等で検討中であるということであり、また、労使関係及び親会社と子会社の株主、債権者と子会社との関係など商法関係の制度については、検討するという姿勢が余り関係者に見受けられないというのが今のところの印象であります。

これらは、持ち株会社特有の問題ではなく、一般的な問題として検討していかなければならないことは言うまでもありませんが、持ち株会社の解禁を契機に外資系企業が参入することなどが一層促進され、我が国の労働法、商法等の国際的ハーモナイゼーションの要請が強まることが予想されます。問題が生じたとき泥縄式に検討すればよい問題ではありません。

さらに、国会では与野党協力してストックオプション制度の一般化の導入を図るべく商法改正案を議員立法として提出いたしました。これについて

は、法務省の一審議機関にすぎない法制審議会の学者メンバーが抗議したりとか、法務省や大蔵省の役人が法案作成の下請作業をしたとか、いろいろなことが言われておりますが、ともかく立法院が、本来の意味の立法を時代の变化に合せて迅速に行なったという点で評価できるものであると思ふのであります。

こうした点を考えても、政府、特に審議会を隠れみのにした役人任せの制度検討では、今日の時代の流れに適切に対応することはできません。持ち株会社にかかわる制度の検討一つを見ても、関係当局の我が国が直面している経済環境への認識は極めて鈍いと言わざるを得ません。

総理には迅速かつ積極的な対応の必要性についての見解を、大蔵大臣、法務大臣、労働大臣には持ち株会社制度を含めた経済構造改革への対応及びそれに対する必要性の認識についてお伺ひしたいと思ひます。

さらに、通産大臣には、経済構造改革の所管大臣として、今申し上げた商法、会社法や独占禁止法九条の二、十一條など持ち株会社関連制度のさらなる検討やベンチャービジネス支援制度の改革のため、他省庁への働きかけをどのように行っていくか、伺ひたいと思ひます。

最後に、持ち株会社を利用するのはだれかについて伺ひたい。

持ち株会社は解禁されても、今のような政府の姿勢では、これを實際利用するのは当初のもくろみとは違い、外資系企業やいわゆる六大企業集団と言われる企業グループ、一部の新興勢力ではないかという予想があります。また、持ち株会社の利用目的も、専らリストラ、首切りの前段階の手

段として使われるのではないかと憂慮する声もあります。

さらに、この持ち株会社は、遺産対策や事業承継の有力な手段として中小企業の経営者に都合のいい制度であるとも言われています。持ち株会社の解禁によって、とかく中小企業への影響が懸念される一方、持ち株会社は中小企業経営者の節税に有利ではないかということも言われています。

このように、九条の解禁が今後どのような影響を与えるかについてはまだ予想がつきません。その時点になって慌てることのないよう、関係当局はこの制度の運用状況について十分目配りをしていただきたいと思ひますが、総理に見解を伺ひ、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(橋本龍太郎君) 木庭議員にお答えを申し上げます。

まず冒頭、今回の改正は産業政策的な見地からの競争政策の軌道修正ではないか、そのような御意見をいただきました。

しかし、今回の改正は、国際競争に対応しながら、我が国経済の構造改革を進めていく上で持ち株会社形態の利用が必要とされますために、独占禁止法の目的に反しない範囲で持ち株会社を解禁するものでありまして、従来の競争政策を変更するものではないと考えております。

次に、この規制緩和は強化に役立つか、あるいはより一層の強化が必要とならないか、反対に中小企業などに不利益を及ぼすことはないかと、さまざまな角度の御指摘がありました。持ち株会社の規制緩和の効果、影響につきましましては、我が国における公正かつ自由な競争の確

保、促進を図りますために、事業支配力が過度に集中することとなる持ち株会社は引き続き禁止する必要がありますと考えております。また、中小企業に対する御懸念につきましては、独占禁止法等の適切な運用により対応してまいることといたします。

次に、独占禁止法の規制目的についてお尋ねがございました。

これは、御指摘のとおり、独占禁止法の目的は公正かつ自由な競争を促進することであり、持ち株会社の解禁によってこのような目的が変更されるものではありません。すなわち、今回の改正におきましても、事業支配力の過度の集中の防止という独占禁止法の目的に反しない範囲で持ち株会社を解禁することといたしております。

次に、見直し事項があるが五年後では長過ぎるのではないかと、あるいは見直しを行うまで幾つかの点についての規定の見直しは必要なのか、あるいはガイドラインの改定等についてもどう考えるのか、こうした御指摘をいただきました。

今回の独占禁止法は過去五十年間続いてまいりました持ち株会社の全面禁止を改めるものであります。制度の定着にはある程度の時間がかかるもの、そう考えましたところから五年後に見直しを行うことにいたしました。その場合どのような改定になるか、これは現時点において想定できることではなく、見直しの結果として決まるものであります。

なお、金融会社の株式保有制限については、現段階、見直しを決めておりません。ただ、一般論として、他の制度と同様に検討していくことはあり得る、そのように思っています。

次に、今回の野村証券及び第一勧銀をめぐる問題、これは当初から私も、大変な事態を起こしたものの、そしてそれが、例えば大蔵省当局の検査によって見逃されたものであるのか、あるいは例えば銀行によって偽りの報告がなされたものであるのか、それによっても状況が全く違うということを考えてまいりました。

関係当局におきまして、当然のことながら、厳正に対処するものと考えておりますし、今後とも不正があればこれに必ず厳正に対応していくことと、及びこの事件もきちんと説明していくことによって金融システム改革に全力を挙げて取り組んでいくことが国民の信頼にこたえる道だと考えております。

次に、その基本姿勢というお尋ねがございました。

この金融システム改革の進行というものは大変多くの分野にまたがるものでございます。それだけに、法制度なども含めまして総合的にこれを進める必要がありますことから、私自身が強い決意を持って果敢にこれを進めていかなければならぬ。そして、二〇〇一年までに我が国の金融市場をニューヨーク、ロンドンに肩を並べ得る国際金融市場として太刀打ちができるように持っていきたい、そのように考えているところであります。

次に、金融持ち株会社の意義についてのお尋ねがございました。

持ち株会社の活用は、金融分野での競争促進や金融機関経営の効率化、多様な金融サービスの提供を通じて利用者利便の向上等に資するものであります。金融システム改革の中において重要な意義

を有するものと考えておりますし、このようなことを通じ我が国金融機関の国際競争力の向上にもつながるもの、そういう期待をかけております。

次に、持ち株会社の解禁を契機とする関連法制の対応についてのお尋ねをいただきました。

関連法制については必要に応じ検討を進めていく必要があることは議員御指摘のとおりであり、今後この実際の活用状況等を見ながら適切な対応に努めてまいります。

次に、持ち株会社の解禁は、中小企業への影響が懸念される一方で、中小企業の経営者に都合のよい制度とも言われる、制度の運用状況に十分目配りをしるという御注意をいただきました。

今回の改正案では、一定規模を超える持ち株会社につきましても毎年状況報告を求めることとしておりまして、独占禁止法上問題となる持ち株会社には適切に対応することとしております。

また、御指摘のような点を含めまして、もし持ち株会社の解禁によって影響を受ける問題があるといったしましたなら、関係する諸法制についても必要に応じて関係部門において適切に対処してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

(国務大臣三塚博君登壇、拍手)

○国務大臣(三塚博君) 木庭議員にお答えを申し上げます。

私に対して五問でございます。

まず、金融持ち株会社の金融システムの改革上の位置づけ等についてのお尋ねでございますが、持ち株会社の活用は金融の効率化や利用者利便の向上等に資するものでございまして、今回の改革

の中で極めて重要な意義を有するものと考えております。

なお、競争政策上の観点からは、基本的には独占禁止法改正法案において手当てされるものと承知いたしており、大蔵省としては、それを踏まえて、金融機関の経営の健全化の確保等、金融上の観点から必要な措置について鋭意検討をいたしておるところでございます。

次に、金融持ち株会社に関する金融制度調査会等における検討の状況についてのお尋ねでございますが、現在、同調査会等におきましては金融システム改革に関する活発な御議論がなされており、持ち株会社の解禁に伴う金融上の観点からの必要な措置等はその中でも重要な検討項目の一つになっております。

なお、同調査会等では、持ち株会社に関する項目を含め、六月中旬には報告を取りまとめるよう全力を挙げて取り組んでいるところと承知をいたしております。

次に、金融システム改革のスケジュールについてのお尋ねでございます。

改正外為法を改革のフロントランナーとして先般成立させていただいたところでございます。その他の分野についても、二〇〇一年までに改革が完了するプランをまとめるべく関係審議会が最後の詰めの議論に鋭意取り組んでおりまして、来月にはプランの全貌を明らかにすることができると考えております。

次に、連結納税制度についてのお尋ねでございます。

他社の事業活動の支配のみを専ら行う持ち株会社に係る独禁法改正と連結納税制度等の税の議論

とは直接関係するものと考えてはおりませんが、いずれにいたしましても、連結納税制度の導入の是非につきましては、企業経営の実態や商法等の関連諸制度、さらには租税回避や収税の問題といった諸点について、慎重な検討が必要とされる研究課題であると認識をいたしております。

また、土地などの資産を現物出資して子会社を設立する場合に生ずる譲渡益の課税のあり方につきましましては、課税ベースを含む法人税の見直しの中で、資産に関する課税の公平の観点も踏まえ議論していくものと考えております。

次に、連結財務諸表のあり方についてのお尋ねでございますが、持ち株会社の業績が一般事業会社と比べて傘下の子会社の業績に左右されることになるため、連結ベースの情報、特に事業の種類・地域別の情報の重要性が高まるものと考えられます。

このような観点から、現在、企業会計審議会において検討が進められており、この六月を目途に最終報告を取りまとめる予定ということになっております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣松浦功君登壇、拍手〕

○国務大臣(松浦功君) 木庭議員にお答えを申し上げます。

持ち株会社の解禁に伴う商法等の対応についてのお尋ねでございますが、持ち株会社の運営の実情等に重大な関心を払いながら、今後、必要に応じて適切に対処してまいりたいと存じております。(拍手)

〔国務大臣岡野裕君登壇、拍手〕

○国務大臣(岡野裕君) 木庭健太郎先生御質問の

第一は、持ち株会社と子会社との間の労使関係について、かような問題だったと存じます。

本件につきましては、労使間で話し合いが行われまして、二年間を目途として検討をして必要な措置を考えようと、こういうふうになつたと私は存じております。

したがいまして、労働省といたしましては、この趣旨にのっとり、加えて国会におきますところの御議論、これを踏まえまして適切な対処をしてまいりたい、かように存じているところであります。

二番目の問題であります。これは、経済構造改革が行われる、そういう中において労働省の施策はいかが考えているか、こういう問題だと存じます。

経済・産業構造改革が行われ、各省庁の行政の規制緩和が大幅に行われるというようなことに相なります場合には、在来規制によって保護されておりました産業分野、やっぱり日が陰つてまいるといふことはいたし方がないことだと存じます。そうしますと、雇用調整というようないふ必要が出てまいります。しかし、幸いなことに、規制緩和によりまして新しくビジネスチャンスが広がられ、ベンチャービジネス等を中心とした言いますならば今度は日が当たる産業分野、これが出てまいります。

したがいまして、日が陰った、そういうようなところの言いますならば雇用調整を必要とする皆さんも新しく発展をします産業分野に移動していただくということが労働行政の中心にならうかと。そのためには、技能、新しい技術というようなものをも身につけていただく意味での職業訓練、

これを大いにやってまいりたい。私どもは、職業紹介制度あるいは人材派遣事業の規制緩和、これを施策として講じようとしているわけであります。が、そんなことで対処をいたしてまいらう。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣佐藤信二君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤信二君) 木庭議員にお答えいたします。

私に対する質問は、持ち株会社関連制度のさらなる検討やベンチャービジネス支援制度の改革についての質問でございました。

持ち株会社を取り巻く諸問題は、新規産業の創出、魅力ある事業環境の整備を柱とする経済構造改革の重要な課題の一つでございます。

通商産業省といたしましても、持ち株会社の解禁を一層実効あらしめるため、また、企業の新規事業への進出を推進する観点から、税制、会社法

制等関連する諸制度の見直しについて幅広い検討を行い、他省庁の協力を得て必要な改革をさらに推し進めてまいれる所存でございます。

以上です。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電気通信株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電気通信株式会社法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。堀之内郵政大臣。

〔国務大臣堀之内久男君登壇、拍手〕

○国務大臣(堀之内久男君) 電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電気通信株式会社法の一部を改正する法律案、日本電気通信株式会社法の一部を改正する法律案、以上三件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、電気通信事業法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、我が国の電気通信事業分野における新規参入の一層の円滑化及び電気通信事業者間の公正な競争の促進に資するため、第一種電気通信事業の許可の基準である過剰設備防止条項等を撤廃するとともに、電気通信事業者間の電気通信設備の接続に関する制度の充実を図る等の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、第一種電気通信事業の許可の基準のうち、過剰設備防止条項等を撤廃することとしております。

第二に、郵政大臣が指定する電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に、接続料及び接続の条件に関する接続約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならないこととしております。

第三に、第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備を接続すべき旨の請求を受けたときは、電気通信設備の円滑な提供に支障が生ずるおそれがある

るとき等の場合を除き、これに應じなければならないこととしております。

第四に、電気通信事業者は、電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する場合においては、その電気通信番号が郵政省令で定める基準に適合するようにしなければならないこととしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

次に、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、電気通信分野における技術の進展とそれを利用した新たな役務に対する需要に対応し、国際電信電話株式会社が保有する設備及び技術の有効な活用を図る観点から、その業務として、国内における電気通信業務その他の業務を行うことができるようにする等の改正を行うこととするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

国際電信電話株式会社の業務として、国際電気通信業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、同社が保有する設備及び技術を活用した国内電気通信業務等を追加することとしております。なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

最後に、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、日本電信電話株式会社を日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び長距離公社に再編成し、公正有効競争の促進を図るとともに、日本電信電話株式会社の国際通信業務への進出を実現することにより、国民の電気通信役務に対する多様な需要への対応が可能となるようにする等の改正を行うこととするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、日本電信電話株式会社、以下単に会社と申します。は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とすることとしております。

第二に、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社、以下単に地域会社と申します。は、地域電気通信事業を営むことを目的とする株式会社とすることとしております。

第三に、会社は、その目的を達成するため、地域会社が発行する株式の引き受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をする等の業務を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができることとしております。

第四に、地域会社は、その目的を達成するため、地域電気通信業務及びこれに附帯する業務を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、地域会社の

目的を達成するために必要な業務等を営むことができることとしております。

第五に、会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適切かつ効率的に行われるように配慮し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もって公共の福祉の増進に資するよう努めなければならないこととしております。

第六に、会社は、新株等の発行、取締役及び監査役の選任等の決議、定款の変更等の決議、事業計画等について、地域会社は、新株等の発行、定款の変更等の決議、事業計画等について、郵政大臣の認可を受けなければならないものとする等それぞれ監督について所要の規定を設けることとしております。

第七に、附則において、会社は、施行日前において、郵政大臣の認可を受けて、国際電気通信事業を営む法人に出資することができることとしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。西川玲子君。

(西川玲子君登壇、拍手)

○西川玲子君 平成会の松あきらこと西川玲子でございます。

私は、平成会を代表して、ただいま議題となりました電気通信事業法の一部を改正する法律案、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案につき、総務大臣及び郵政大臣に対し質問をいたします。

郵政省がことし二月二十八日にまとめた電気通信に関するアンケートによりますと、日本の市外通話、携帯電話などの電話料金を高いと感じる人が実に七四・九%で、多くの利用者が電話料金に不満を持っていることがわかりました。また、割引料金サービスの多様化についても、多様化で利用者の選択幅が広がるのは好ましいが、一方、多様化よりも一般の電話料金を値下げしてほしいという結果が報告されております。このように電話料金は国民の大きな関心事でございます。

ところで、日本電信電話会社の分離・分割問題は十四年間にわたり懸案とされてまいりましたが、昨年十二月六日に、分離・分割すべしと主張していた郵政省と分離・分割反対のNTTとの間で、国民には突如と思われる形で合意がなされました。いわゆる純粋持ち株会社の一〇〇%子会社の形で長距離公社を民間会社として分離し、市内電話を扱う地域会社を特殊会社として東西二社に分割することになり、また、長距離公社は国際通信にも進出できるように再編成するというところで

この十四年間、各方面からNTT分離・分割につき賛成反対の綱引きが行われてまいりました。電気通信審議会の答申も二度にわたり出された経緯がございます。しかし、結局、電気通信審議会の答申にもなかった純粹持ち株会社制ということに決着がなされようとしております。この再編により、NTTは世界最大規模の一体体制を實質的に守り、郵政省は規制と権限を従前どおり維持するという形での妥協の産物ができ上がったと言つてよいと思われまふ。

NTTの民営化は、一九八三年、当時、橋本総理が自民党行財政調査会長であったときに決着したということでございますが、それ以来、世界の電気通信が日々大きな変化を続け、電話料金値下げに対する強い国民の世論にこたえるべく迅速にNTTを再編すべきであったのに、なぜ十四年も時をずらすかなければならない必然性があつたのでしょうか。

そこで、まず第一に、NTT再編のために政府の決断が十四年間の長時間を要したことに對し、総理はどのように責任を感じておられるのか、まずお伺いをいたします。

第二に、今回の再編成の理由としては、全国あまねく電話サービスの確保、東西地域会社の電話サービスの安定的提供、適正な経営、公共性の確保等が挙げられておりますが、このような目的を達成するために、持ち株会社を特殊法人とし、東西の地域会社を特殊会社とする等の今回の再編成案が、他の完全民営化等の手法に比較してどうしてこの手法が最良の手法であるのか、論理的な説明を総理にお願いいたします。

第三に、NTT民営化の際、既存の電電公社法

を改正してNTT公社法が公布されたわけですが、民営化とは名ばかりで、NTTは電気通信事業法等の業法とNTT公社法による二重の規制を受けてがんにがらめの政府干渉を受ける仕組みになっております。すなわち、株主総会以上に郵政省に實質上の決定権が集中しております。したがって、民営化されているNTTの人事に行政官庁の干渉が容易に入るシステムとなっており、その実態は今回の改正でも基本的に変更がありません。

国はNTTの三分の二の株を持つ大株主なので、すから、持ち株会社、東西地域会社を特殊会社として特別法で規制する必要はなく、株主の権利を正当に行使することにより、また、電気通信事業法等の業法の適正なる適用で十分NTTの業務を規制することができると思いますが、この点に関する総理の御見解はいかがでしょう。

第四に、今回の改正で特殊法人が新しく二社設立されるということになりますが、行政改革の観点から、そのかわりに既存の特殊法人の廃止が統合をお考えなのでしょうか。具体的にその時期と対象になっている特殊法人名をお聞かせいただきたいと思ひます。

第五に、女性の雇用確保の立場より総理にお伺いをいたします。

この十年間、NTTではリストラが続けてまいりました。リストラに関する男女の比率を平成七年度のデータで比較しますと、この十年で男性は三〇％減、女性は四三％減というリストラが行われてきました。今国会でも白熱した議論がなされた男女雇用機会均等の観点から見ても、この数字は女性を安易にリストラの対象としていることを

あらわし、極めて問題です。

二十一世紀への視点として、男女平等に配慮し、男女が共生していく社会が目指されます。また、到来する高度情報社会にあって、インターネット時代はまさに女性が活躍する時代でもあります。今後のNTT再編に当たって、安易に女性がリストラの対象とならないよう慎重な対応を要望したいと思ひますが、この点を総理に御確認をお願い申し上げます。

第六に、持ち株会社の研究開発について総理にお尋ねをいたします。

持ち株会社制度を今回のNTT再編で導入した大きな理由の一つは、旧電電公社、NTTの持っている基盤的研究開発機能を低下させず存続させるために、これを一元的にNTT持ち株会社に保有させる必要があるとされております。

しかし、この目的を達成するために、これは特別に今回のような再編形態をとらなくても、例えばNTT研究機関と長距離公社、各地域会社との間で技術提携、研究開発委託契約を結ぶ等の手段により十分達成可能だと思われまふ。なぜこのような手法ではNTTの研究開発機能を維持できないのか、その理由をお伺いいたします。

また、国内通信はNTT、国際通信はKDDという役割が、改正案では、NTT長距離公社に国際進出を認め、KDDも国内通信業務を行えるようになっております。NTTの国際進出は総理の強い意向によるものと言われておりますが、NTTの国際進出を急ぐ余り、KDDのあり方等については十分検討されたとは思ひません。

NTTの長距離国際公社が民間会社になるので、公正な競争の上からもKDDをいつまで

も特殊法人にしておいてはならないと考えます。

政府は、KDDが世界各国に二百三十二対地という国際通信のネットワークを持っているのだから、緊急対応などに必要であるので当分の間特殊会社にするということです。しかし、他の国際通信会社の国際デジタル通信IDCは百八十六対地、日本国際通信ITJは百五十五対地というぐあい、この一年でKDDに引けをとらないぐあいの対地を結んでおります。KDDでなければ緊急の役に立たないという理由は成り立ちません。

NTTが再編成する二年六カ月の間に、KDD法を廃止して、公正な競争ができるようにすべきと考えますが、総理の御見解をお伺いいたします。

次に、郵政大臣にお伺いをいたします。

まず第一に、東日本会社から、三年間、西日本会社に非課税の赤字補てんが認められるようですが、東日本会社に比べて西日本会社になぜ非効率な経営体質が残っている今まで改善がなされなかったのでしょうか。その主な原因、理由を具体的に御説明ください。

第二に、東日本会社よりも約一万人多い従業員を雇用を確保しつつ、どのようにして西日本会社の経営を改善していくつもりか、具体的にその方策をお示し願ひます。

第三に、NTTはその利益の大部分を市外通話サービスより得てまいりました。それゆえ市外通話料金を下げることは十分可能だと思ひますが、今回の再編成により具体的に、いつ、どの程度市外通話料金が下がるのか、お示しください。

また、これに関し、いわゆる東西地域会社間の比較競争の実効性につき、お伺いをいたします。

東日本及び西日本会社が共通のマーケットで自由に競争することが実質的に可能であれば、電話料金の低減を招く等競争原理が働くことになりま。しかしながら、西日本及び東日本会社がいわゆるテリトリーを実質上決定、配分してしまっている現状では、競争原理は働かないのではないかと考えます。平成七年度でも二百九十一億円の經常収支の赤字を有する西日本会社と千五百五十一億円の黒字を有する東日本会社との間で果たして自由競争がなされ得るのか、特に西日本会社は赤字補てんを東日本会社より受けるような状態で本当に競争原理が働くのか、極めて疑わしいと思われ。この点についての郵政大臣の御見解をお伺いいたします。

第四に、NTTとKDDのアメリカ子会社が、ことし一月に、いわゆる回線リセールと呼ばれる国際通信サービスのビジネスを申請したところ、アメリカFCCは認証を保留したとのことであり。また、ことし九月期限のNTT調達取り決めの延長と、NTTとKDDの外資規制の年内撤廃を理由としているようです。

ところで、平成七年度のNTTの海外企業からの調達額は千五百二十億円となっております。前年より百七十億円ほど増加をしております。また、調達した製品は、主なものは電気通信設備とその関連システムとなっております。

今、NTT東西会社にとって、優秀な交換機を内外問わず調達してコストを削減することは、電話料金の低下を促す意味からも極めて重要なことだと思ひます。性能がよくてコスト削減に役立つのでしたら今後もし調達すべきだし、国際通信に進出するについて海外調達のあり方はより

積極的に検討すべきではないかと考えますが、今後、交換機その他の電気通信設備に關し具体的にどのような海外調達の計画があるのか、郵政大臣の御見解を伺います。

最後に、NTTの今回の再編成は、国際的にも高いとされている電話料金を、国民の世論、要望を考慮し、低減させるという目的に合致した国民のための改革でなければなりません。国民に低価格で質の高い情報サービスを提供することができNTT、KDDその他の電話通信会社を育成していくことができれば、今後の国際競争に対応していくことができないと考えます。

NTT及びKDDとともに特殊会社から民営化し、規制緩和のもと、国民に多種広範な安価で高質なサービスが提供される時代が近い将来到来することを希望して、私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 西川議員にお答えを申し上げます。

まず、NTTの経営形態問題の解決になぜ十四年を要したのかという御指摘がございました。

NTTの場合、旧国鉄を改組してきますとの違い、民営化そのものに反論があったことを議員もあるいは御承知かもしれませんが、電電公社の経営は財政的にマイナスではない、このままでいいんだという議論からこの当時の議論は始まっております。

そして、当時既に分割化の議論もございましたが、一つは、東京という都市の通信機能が余りに巨大でありましたためにバランスのとれた分割案ができなかったこと、同時に、当時の電電公社の

持ちます研究開発機能、特に基礎研究部門の低下を来さないような形がいかなる形態があるのか、こうした点に問題が残る、そのまゝの形で現在のNTTに移行をしたというプロセスがございいます。そして、それ以来この問題についてはさまざまな御意見がございました。

今回の改革につきましては、情報通信のグローバル化、マルチメディアといった大きな環境変化に対応する必要があるという関係者の共通の認識の上に立ち結論が得られたものであります。この分野の将来の発展に適切に対応できる体制がようやく整った、そのような思いでこれを受けとめております。

次に、これが最良である理由を言えという御指摘であります。

今回の再編成は、競争環境を整備することともに、NTT自身を活性化することによって、我が国の情報通信産業全体の発展を図ろうと考えております。その際、全国あまねく電話サービスの確保あるいは電気通信に関する研究開発力の維持といった観点から、持ち株会社及び東西の地域会社を特殊会社とするものでありまして、現時点においてはこれが最良の手法と考えております。

次に、NTTを特殊会社として規制する必要性についてのお尋ねがございました。

NTTは、今申し上げましたような、例えば全国あまねく電話サービスの確保あるいは基礎的研究、こうしたものを推進していく責務を有し、重要な公共的な役割を担っていることから、特殊会社とすることが必要だと考えております。

なお、国はNTTの株式を保有しておりますが、株主権の行使によってNTTの業務を積極的

に指導監督することを予定しているものではない点にぜひ御留意を賜りたいと思ひます。次に、行政改革の観点から、そのかわりに特殊法人の廃止か統合を考えているかという御指摘がありました。

今回の改正は、NTTの再編成によりまして、競争条件を整備し、国際通信への展開を可能とすることを通じ、NTTの活性化、同時にこれは我が国の電気通信市場の発展を図ろうとするものでありまして、これ自体、行政改革としての意義を有するものであります。

なお、この改革との関連で個別の特殊法人の廃止、統合を行うことは考えておりません。

それから、女性が安易にリストラの対象とならないようにという御意見をいただきました。

女性であることのみを理由とした解雇あるいは退職の強要は、男女雇用機会均等法に違反するものであります。再編に当たり、法に違反することのないよう十分留意することが必要であると考えます。

また、基礎的な研究開発機能の維持は、そのほかのさまざまな、幾つか委員も例示に挙げられましたけれども、やり方で十分達成ができるのではないかと御意見をいただきました。

しかし、過去論議をいたしましたときに、私も自身、当初の分割・民営を選択するかどうかの岐路に立たされたとき、海外の同様のケースを調査いたしました。そして、例えば論文数は同じぐらい提出をされていても、従来は基礎の分野において大きな業績を上げていた研究機関が、その後、経営形態を変更することによって応用分野の論文にシフトし、基礎研究からの優秀な研究が出

なくなる、そうしたケースを幾つか我々は実際に
見てまいりました。

今回、我々は、NTTのすぐれた研究開発のリ
ソースの分散を避けながら、直ちに採算に乗ら
ない基礎的研究開発というものをNTTグループ
全体として円滑に推進することを担保するには今
回の体制が最も適切だと、そのように考えており
ます。

最後に、KDD法の廃止についてのお尋ねがご
さいました。

我が国と国民の利益を守る上で、常に全世界と
安定的につながるネットワークを有する通信事業
者が必要であります。現時点におきましては、こ
の役割はKDDに期待せざるを得ないことから、
KDDを引き続き特殊法人としているものであり
ますが、将来のあり方につきましては、国際通信
市場の動向等を踏まえながら、時期を逸すること
なく検討してまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答
えを申し上げます。(拍手)

(国務大臣堀之内久男君登壇、拍手)

○国務大臣(堀之内久男君) 西川議員にお答え申
上げます。

NTT再編成後の東会社と西会社の効率性に関
するお尋ねであります。両社の業務区域には、
地理的条件、東京というマーケットの存在、職員
数などの条件に違いがございますが、両社間の収
益構造が異なる要因については、今後、分析検討
を要するものと考えております。

次に、再編後の西会社の経営改善の見通しにつ
いてのお尋ねであります。西会社については、
東会社との比較競争を通じて経営の効率化が図ら

れることが期待されておるところであります。ま
た、新たな収益の機会を生かした増収努力なども
期待されておるところであります。経営改善がそ
うした意味で図られるものと考えております。

次に、市外通話料金の低下の見通しについて
お尋ねであります。料金の引き下げは事業者の
努力にまたなければならぬものであります。行
政が具体的な数値を申し上げることは適当でない
と考えますが、今回の再編成による公正競争条件
の整備を通じて競争の活性化によりまして、料金
の低廉化が進むものと期待をいたしておるところ
であります。

次に、東会社と西会社との間の競争についての
お尋ねであります。今回の改正案では、東会社
と西会社との間で経営成果の比較による競争を可
能とし、さらに両社の相互参入も可能な制度とし
ておることでありまして、長期的には相互の直
接競争も生じ得るものと期待をいたしておると
ころであります。

最後に、NTTの海外からの資材調達の見通し
画についてのお尋ねであります。海外からの資
材調達額は、委員も御指摘ありましたように、平
成七年度で約千五百二十億円に及んでおります。

これまで順調に増加してきております。NTTに
おける将来の調達計画については承知いたしてお
りませんが、内外を問わず、品質、価格などを総
合的に勘案して適切に決定されていくものと考え
ております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたし
ました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 航空業務に関す
る日本国政府と香港政府との間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件

日程第二 航空業務に関する日本国とパプア・
ニューギニアとの間の協定の締結について承認を
求めるの件

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税
の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南ア
フリカ共和国政府との間の条約の締結について承
認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長寺
澤芳男君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(寺澤芳男君登壇、拍手)

○寺澤芳男君 ただいま議題となりました条約三
件につきまして、外務委員会における審査の経過
と結果を御報告申し上げます。

まず、我が国と香港及び我が国とパプア・
ニューギニアとの間の両航空協定は、それぞれ我
が国と先方との間に定期航空業務を運営ないし開
設することを目的とするものでありまして、その
ための権利の相互許与、業務の運営についての手
続、条件等を取り決めるとともに、指定航空企業
が業務を行うことができる路線等を定めるもので
あります。

委員会におきましては、中国返還後の香港情
勢、我が国とロシアとの航空交渉等について質疑
が行われましたが、詳細は会議録によって御承知

願います。

質疑を終え、順次採決の結果、両件はいずれも
全会一致をもって承認すべきものと決定いたしま
した。

次に、南アフリカとの租税条約は、経済的交
流、人的交流等に伴って発生する国際的二重課税
の回避を目的として、南アフリカとの間で課税権
を調整するものでありまして、事業所得に対する
課税基準、国際運輸業所得に対する相互免税、投
資所得に対する源泉地国の限度税率、外国税額控
除方式による二重課税の排除等について規定して
おります。

委員会におきましては、我が国における外国税
額控除制度に係る問題等について質疑が行われま
したが、詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終え、討論に入りまして、日本共
産党の立木委員より反対する旨の意見が述べられ
ました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認
すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま
す。

まず、航空業務に関する日本国政府と香港政府
との間の協定の締結について承認を求めるの件及
び航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニ
アとの間の協定の締結について承認を求めるの件
を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

(賛成者起立)

平成九年五月三十日 参議院會議録第三十号

商法等の一部を改正する法律案外一件 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案 日本国
有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、両件は全会一致をもって承認すること
に決しました。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回
避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリ
カ共和国政府との間の条約の締結について承認を
求めるの件の採決をいたします。
本件を承認することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。
よって、本件は承認することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 商法等の一部を
改正する法律案

日程第五 商法等の一部を改正する法律の施行
に伴う関係法律の整備に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長統

訓弘君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔統訓弘君登壇、拍手〕

○統訓弘君 ただいま議題となりました両法律案
につきまして、法務委員会における審査の経過と
結果を御報告申し上げます。

まず、商法等の一部を改正する法律案は、会社
をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、会社の
合併手続の簡素合理化を図るとともに、株主及び

会社の債権者に対する合併に関する情報の開示を
充実するため、商法、有限会社法及び株式会社
の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を
改正しようとするものであります。

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴
う関係法律の整備に関する法律案は、商法等の一
部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法
外四十一の関係法律について規定の整備をしよう
とするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議
題とし、合併手続を簡素化する理由、合併におけ
る株主及び債権者の保護、法制審議会の審議のあ
り方等について質疑が行われましたが、その詳細
は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両法律案はい
ずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採
決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されまし
た。

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 暴力団員による
不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたし
ます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員
長峰崎直樹君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔峰崎直樹君登壇、拍手〕

○峰崎直樹君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、地方行政委員会における審査の経
過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、指定暴力団の業務等に関して行わ
れる暴力的要求行為の防止、準暴力的要求行為等
の規制、指定暴力団員の集団相互間の対立抗争時
における事務所の使用制限に関する規定を整備す
るとともに、暴力的要求行為の類型として不当債
権取り立て行為を追加しようとするものでありま
す。

委員会におきましては、暴力団対策法の施行状
況とその効果、来日外国人犯罪組織の実態と対
策、不法収益の実態と被害者救済策等について質
疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りま
す。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一
致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた
しました。

なお、本法律案に対して、附帯決議が付されて
おります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま
す。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。
よって、本案は全会一致をもって可決されまし
た。

○議長(斎藤十朗君) 日程第七 日本国鉄道清
算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九
年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法
律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしま
す。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長直
嶋正行君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔直嶋正行君登壇、拍手〕

○直嶋正行君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、運輸委員会における審査の経過と
結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本国鉄道清算事業団の処理す
べき債務が累増している状況にかんがみ、平成九
年度において緊急に講ずべき措置として、政府に
よる事業団債券に係る債務の承継その他事業団の
債務に係る負担の軽減を図るための特別措置を定
めようとするものであります。

委員会におきましては、平成十年度から実施す
ることとされている国鉄長期債務等の本格的処理
方策のあり方のほか、約二十八兆円に及ぶ国鉄長
期債務等の内容及び累増要因、総合交通体系創設
の必要性、JRが承継した鉄道事業の用に供しな
い土地の取り扱い、事業団整理に向けての職員の
雇用確保対策等について、各般にわたる質疑が行

われました。さらに、三名の参考人から具体的処理方策等についての意見を聴取いたしました。これらの詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党筆坂委員より反対である旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し、三項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君
議員

田村 公平君 栗原 君子君
小山 峰男君 魚住 裕一郎君
渡辺 孝男君 末広 眞樹子君
山口 哲夫君 釘宮 馨君
福本 潤一君 大森 礼子君
椎名 素夫君 矢田部 理君
北澤 俊美君 西川 玲子君

山本 保君 加藤 修一君
江本 孟紀君 益田 洋介君
平田 健二君 林 久美子君
和田 洋子君 鈴木 正孝君
菅川 健二君 市川 一朗君
水島 裕君 岩瀬 良三君
小林 元君 石田 美栄君
山崎 順子君 都築 謙君
荒木 清寛君 浜四津敏子君
直嶋 正行君 寺澤 芳男君
続 訓弘君 武田 節子君
長谷川 清君 牛嶋 正君
泉 信也君 白浜 一良君
勝木 健司君 猪熊 重二君
星野 朋市君 木暮 山人君
広中和歌子君 片上 公人君
及川 順郎君 石井 一二君
鶴岡 洋君 永野 茂門君
長谷川道郎君 芦尾 長司君
水野 誠一君 上吉原 一天君
長尾 立子君 常田 享祥君
奥村 展三君 堂本 暁子君
岩永 浩美君 大野つや子君
山崎 力君 高野 博師君
阿曾田 清君 田浦 直君
武見 敬三君 谷川 秀善君
海野 義孝君 戸田 邦司君
高橋 令則君 今泉 昭君
鈴木 政二君 小山 孝雄君
北岡 秀二君 亀谷 博昭君
風間 昶君 横尾 和伸君
山下 栄一君 平野 貞夫君

鴻池 祥肇君 石渡 清元君
鎌田 要人君 清水嘉子君
寺崎 昭久君 木庭健太郎君
足立 良平君 二木 秀夫君
松浦 孝治君 野沢 太三君
永田 良雄君 平井 卓志君
林 寛子君 吉田 之久君
大久保直彦君 鈴木 省吾君
世耕 政隆君 林田悠紀夫君
野村 五男君 西田 吉宏君
上野 公成君 岡 利定君
依田 智治君 山本 一太君
三浦 一水君 松村 龍二君
保坂 三蔵君 平田 耕一君
吉村剛太郎君 溝手 顕正君
山崎 正昭君 加藤 紀文君
中島 眞人君 狩野 安君
関根 則之君 尾辻 秀久君
矢野 哲朗君 松谷 蒼一郎君
佐藤 静雄君 野間 昶君
南野知恵子君 鹿熊 安正君
陣内 孝雄君 斎藤 文夫君
中曾根弘文君 石川 弘君
須藤良太郎君 片山虎之助君
成瀬 守重君 吉川 芳男君
竹山 裕君 青木 幹雄君
下稻葉耕吉君 上杉 光弘君
宮崎 秀樹君 久世 公麿君
杏掛 哲男君 倉田 寛之君
高木 正明君 遠藤 要君
大木 浩君 村上 正邦君
坂野 重信君 井上 吉夫君
佐々木 満君 岩崎 純三君

井上 裕君 太田 豊秋君
笠原 潤一君 照屋 寛徳君
大脇 雅子君 上山 和人君
畑 恵君 林 芳正君
日下部禮代子君 谷本 巍君
菅野 壽君 長峯 基君
橋本 聖子君 馳 浩君
大淵 絹子君 洲上 貞雄君
釜本 邦彦君 金田 勝年君
景山俊太郎君 海老原義彦君
岩井 國臣君 阿部 正俊君
横崎 泰昌君 清水 澄子君
大島 慶久君 坪井 一字君
真島 一男君 河本 英典君
清水 達雄君 梶原 敬義君
鈴木 貞敏君 志村 哲良君
木宮 和彦君 小野 清子君
石井 道子君 浦田 勝君
守住 有信君 宮澤 弘君
井上 孝君 板垣 正君
大河原太一郎君 松浦 功君
岡野 裕君 岡部 三郎君
田沢 智治君 真鍋 賢二君
国井 正幸君 齋藤 勁君
小川 勝也君 西川 潔君
山下 芳生君 朝日 俊弘君
峰崎 直樹君 中尾 則幸君
笠井 亮君 渡辺 四郎君
前川 忠夫君 今井 澄君
川橋 幸子君 山田 俊昭君
阿部 幸代君 及川 一夫君
山本 正和君 萱野 茂君
黨科 満治君 一井 淳治君

西山登紀子君 須藤美也子君

角田 義一君 三重野栄子君

竹村 泰子君 本岡 昭次君

緒方 靖夫君 筆坂 秀世君

吉川 春子君 村沢 牧君

鈴木 和美君 笹野 貞子君

伊藤 基隆君 有働 正治君

橋本 敦君 吉岡 吉典君

田 英夫君 赤桐 操君

瀬谷 英行君 武田邦太郎君

久保 巨君 菅野 久光君

松前 達郎君 立木 洋君

上田耕一郎君

國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君

法務大臣 松浦 功君

外務大臣 池田 行彦君

大蔵大臣 三塚 博君

通商産業大臣 佐藤 信一君

運輸大臣 古賀 誠君

郵政大臣 堀之内久男君

労働大臣 岡野 裕君

國務大臣 (國家公安委員長) 白川 勝彦君

國務大臣 (内閣官房長官) 梶山 静六君

政府委員

公正取引委員会 塩田 薫範君

事務総局経済取引局長 谷 公十君

郵政省電気通信局長 谷 公十君

議長の報告事項

一昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 谷本 巍君

補欠 清水 澄子君

外務委員

辞任 岩崎 純三君

補欠 北岡 秀一君

文教委員

辞任 木暮 山人君

補欠 林 久美子君

厚生委員

辞任 星野 昴市君

補欠 木暮 山人君

農林水産委員

辞任 清水 澄子君

補欠 谷本 巍君

通信委員

辞任 北岡 秀二君

補欠 岩崎 純三君

労働委員

辞任 林 久美子君

補欠 星野 昴市君

予算委員

辞任 龜谷 博昭君

補欠 板垣 正君

予備委員

辞任 瀬谷 英行君

補欠 日下部清代子君

谷本 巍君 大淵 絹子君

決算委員

橋本 敦君 上田耕一郎君

辞任 海老原義彦君 笠原 潤一君

懲罰委員 笠原 潤一君

辞任 日下部清代子君 瀬谷 英行君

補欠 瀬谷 英行君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員 吉田 之久君 長谷川 清君

補欠 長谷川 清君

同日委員会及び調査会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会 理事 南野知恵子君 (佐藤静雄君の補欠)

国民生活・経済に関する調査会 理事 筆坂 秀世君 (藤清弘君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件(閣条第一四号)

サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一五号)

外務委員会に付託

日本銀行法案(閣法第六五号)

大蔵委員会に付託

外国人観光旅客の来訪地域が多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案(閣法第七二号)

運輸委員会に付託

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第八五号) 建設委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

河川法の一部を改正する法律案

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

地方自治法の一部を改正する法律

河川法の一部を改正する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日

官職名 官職名

外務省欧亜局長 浦部 和好君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省欧亜局長浦部和好君(同日議長承認)を、第四百四十回国政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十回国政府委員に任命することを承認した。

外務省欧亜局長 浦部 和好君

同日議長承認を、第四百四十回国政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

依田 智治君

補欠

中原 爽君

法務委員

辞任

清水 澄子君

補欠

志苦 裕君

外務委員

辞任

中原 爽君

補欠

依田 智治君

大蔵委員

辞任

海老原義彦君

補欠

笠原 潤一君

通信委員

辞任

志苦 裕君

補欠

清水 澄子君

建設委員

辞任

岩崎 純三君

補欠

北岡 秀二君

決算委員

辞任

平野 貞夫君

補欠

魚住裕一郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員

辞任

笠原 潤一君

補欠

海老原義彦君

藤澤 弘君

筆坂 秀世君

吉川 春子君

笠井 亮君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法
律案(閣法第八九号)

金融監督庁設置法案(閣法第六八号)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備
に関する法律案(閣法第六七号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院
においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

金融委員会設置法案(鈴木淑夫君外四名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

商法等の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)

審査報告書

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
法律の整備に関する法律案(閣法第六一号)審査
報告書

航空業務に関する日本国政府と香港政府との間
の協定の締結について承認を求めるの件(閣条
第五号)審査報告書

航空業務に関する日本国とバプア・ニューギニ
アとの間の協定の締結について承認を求めるの
件(閣条第一二号)審査報告書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法
律の一部を改正する法律案(閣法第八四号)審査
報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共
和国政府との間の条約の締結について承認を求
めるの件(閣条第一〇号)審査報告書

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を
図るために平成九年度において緊急に講ずべき
特別措置に関する法律案(閣法第二六号)審査報
告書

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認し
た。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法
第三六号)

一、公聴会の問題

健康保険法等の一部を改正する法律案につい
て

一、開会の日 平成九年六月六日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十
二条により承認を求めます。

平成九年五月二十九日

参議院議長 斎藤 十朗殿

厚生委員長 上山 和人

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動
があったのでその政府委員としての資格を失った
旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日 動
官職名 官職名

外務省経 重家 俊範 (解職) 平九幸・元
済局長事 務代理

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の
者を、第四百四十回国会政府委員に任命すること
を承認した。

外務省経済局長 野上 義二君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済局長野
上義二君(同日議長承認)を、第四百四十回国会政府
委員に任命した旨の通知書を受領した。

審査報告書

航空業務に関する日本国政府と香港政府との
間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成九年五月二十九日

外務委員長 寺澤 芳男

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国と香港との間の定期航空
業務を運営することを目的とし、そのための権
利の相互許与、業務の運営についての手続及び
条件等を規定するとともに、我が国及び香港の
指定航空企業が業務を行うことができる路線を
定めるものである。香港の中国への返還後、こ
の協定は中国に承継されるとともに、香港に対
する日中航空協定の適用が基本的に排除され、
現在我が国と香港との間で運営されている定期
航空業務は、この協定により引き続き運営する
ことが可能となる。このことを通じて、我が国
と香港との間の人的交流及び経済的交流が一層
増進され、香港が返還後も現在の繁栄と安定を
引き続き維持し続けることに資するものと期待
されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

航空業務に関する日本国政府と香港政府との
間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

航空業務に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国政府と香港政府との間の協定

日本国政府及び香港政府は、日本国と香港との間に既に存在する民間航空に関する関係を維持すること及びこの関係を更に推進するための枠組みを設定することを目的として協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「航空当局」とは、日本国にあっては運輸大臣又は同大臣が現在遂行し得る民間航空に関する任務若しくはこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関をいい、香港にあっては経済長官若しくは民間航空局長又は同長官若しくは同局長が現在遂行し得る民間航空に関する任務若しくはこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人若しくは

は機関をいう。

(b) 「指定航空企業」とは、第四条の規定に従い指定され、かつ、許可を与えられた航空企業をいう。

(c) 「協定地域」とは、日本国に關しては千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約(以下「条約」という。第二条で定める「領域」の意味を有し、香港に關しては香港島、九龍及び新界をいう。

(d) 「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、それぞれ、条約第九十六条で定める意味を有する。

(e) 「附属書」とは、この協定の附属書(第十六条の規定に従って改正されたものを含む。)をいう。

(f) 「特定路線」とは、附属書に定める路線をいう。

(g) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2 附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書を含むものとする。

第二条

締約政府は、この協定の実施に当たっては、条約第九十条の規定に従って採択された附属書並びに条約第九十条及び第九十四条の規定に従って改正された条約又は附属書を含む条約の規定であって締約政府に適用されるものについて、当該規定が国際航空業務に適用される限度において当該規定に従って行動する。

第三条

各締約政府は、他方の締約政府の指定航空企業が特定路線において協定業務を開設しかつ運営することができるようになるため、当該他方の締約政府に対しこの協定に定める権利を許与する。

第四条

1 各締約政府は、他方の締約政府に対し、特定路線における協定業務の運営のため、一又は二以上の航空企業を文書により指定する権利を有する。「指定する権利」には、既に行った指定を変更する権利が含まれる。

2 他方の締約政府は、指定の通告書を受領したときは、3及び第八条1の規定が適用される場合を除くほか、指定された一又は二以上の航空企業に対し、自己の法令に従い適当な運営許可を遅滞なく与えなければならない。

3 一方の締約政府が指定する航空企業は、他方の締約政府の航空当局により国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約政府の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

4 1及び2の規定に従って指定され、かつ、許可を与えられた航空企業は、第十条の規定に従って決定される運賃が協定業務に關して実施されていることを条件として、その協定業務の運営を開始することができる。

第五条

1 各締約政府は、その航空企業が国際航空業務に關して次の特権を享有するための権利を他方の締約政府によって許与される。

(a) 他方の締約政府の協定地域を無着陸で横断

飛行する特権

(b) 他方の締約政府の協定地域に運輸以外の目的で着陸する特権

2 各締約政府の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、1に定める特権に加えて、旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み込み及び積み卸すため、附属書に定める当該特定路線上の他方の締約政府の協定地域内の地点に着陸する特権を享有する。

3 2の規定は、一方の締約政府の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約政府の協定地域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその協定地域内の一地点において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第六条

一方の締約政府がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約政府の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、当該一方の締約政府の航空企業又は他の航空企業であって国際航空業務に従事するものが当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第七条

1 一方の締約政府の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機並びに当該航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約政府の協定地域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該協定地域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類す

る租税その他の課徴金を免除される。

2 一方の締約政府の指定航空企業の航空機に他方の締約政府の協定地域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約政府の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3 一方の締約政府の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約政府の協定地域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約政府の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第八条

1 各締約政府は、次の場合には、第四条2の運営許可を与えることを拒否し又は他方の締約政府が指定した航空企業による第五条2に定める特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を有する。

(a) 香港政府については、当該航空企業が日本国において設立され、かつ、主たる営業所を有することが立証されない場合
(b) 日本国政府については、当該航空企業が香港において設立され、かつ、主たる営業所を有することが立証されない場合

2 各締約政府は、次のいずれかの場合には、他方の締約政府が指定した航空企業による第五条

2に定める特権の行使のための運営許可を取り消し若しくは停止する権利又は当該特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を有する。

(a) (i) 香港政府については、当該航空企業が日本国において設立され、かつ、主たる営業所を有することが立証されない場合
(ii) 日本国政府については、当該航空企業が香港において設立され、かつ、主たる営業所を有することが立証されない場合

(b) 当該航空企業が、権利を許与する締約政府の法令を遵守しなかった場合
(c) 当該航空企業が、この協定に定める条件に従った運営をしなかった場合

3 2の権利は、直ちに2の運営許可を取り消し若しくは停止し又は直ちに2の条件を付することが法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、他方の締約政府と協議した後でなければ行使することができない。

第九条

1 両締約政府の指定航空企業は、特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

2 一方の締約政府の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約政府の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約政府の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

3 両締約政府の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関

連を有するものでなければならない。

4 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約政府の協定地域から発し又は当該締約政府の協定地域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。特定路線上の地点であって当該航空企業を指定した締約政府の協定地域内の地点以外のものにおいて積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならぬという一般原則に従って行う。

(a) 航空企業を指定した締約政府の協定地域への及び当該締約政府の協定地域からの運輸需要
(b) 直通航空路運営の要求
(c) 協定業務が經由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

5 両締約政府の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、1から4までに定める原則に従い、両締約政府の航空当局の間で合意する。

第十条

1 いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従って決定する。
(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、指定航空企業が国際航空運送協会のような適当な

国際的運賃決定機関を使用することにより行うべきである。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間について適用される運賃は、可能な限り、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるため両締約政府の航空当局に対し各締約政府の関係手続に従って提出される。

(b) 関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかった場合又はいずれか一方の締約政府の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかった場合には、両締約政府の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c) 航空当局の間で(b)の合意をすることができなかった場合には、紛争は、第十五条の規定に従って解決する。

(d) 新たな運賃は、いずれか一方の締約政府の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、第十五条5の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十一条

1 各締約政府の指定航空企業は、他方の締約政府の関係法令に従い、当該他方の締約政府の協定地域内において、事務所を設置し及び維持すること並びに航空業務を提供するために必要な活動に従事することを認められるものとする。

2 各締約政府の指定航空企業は、他方の締約政府の関係法令に従い、当該他方の締約政府の協定地域内において、直接に又は代理人を通じて航空運送について販売する権利を有する。各締

約政府の指定航空企業は、他方の締約政府の關係法令に従い、現地通貨又は自由に交換可能な他の通貨で航空運送について販売する権利を有するものとし、いかなる者も当該航空運送について自由に購入することができるとする。

3 各締約政府の指定航空企業は、他方の締約政府の關係法令に従い、当該他方の締約政府の協定地域内にある事務所に管理職員、技術職員、運航職員その他航空業務の提供に必要な専門職員を派遣し及び置くことができる。

4 各締約政府は、自己の關係法令に従い、その協定地域内において他方の締約政府の指定航空企業が得た収入のうち支出を超える部分を交換可能な通貨で送金の時の公の市場における為替換算率により送金する権利並びに航空業務の提供のため外国通貨建ての及び交換可能な現地通貨建ての勘定を開設し及び維持する権利を当該他方の締約政府の指定航空企業に与える。

第十二条

一方の締約政府の航空当局は、他方の締約政府の航空当局に対し、要請により、当該一方の締約政府の指定航空企業が協定業務において供給する輸送力について検討するために合理的に必要とされる定期的な又はその他の統計表を提供する。統計表には、当該一方の締約政府の指定航空企業が協定業務において運送する貨客の総計を把握するのに必要なすべての情報を含める。

第十三条

1 両締約政府は、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務が、この協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約政府は、特に、千九百六十三年九月十四日に東京

で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他のある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にヘーグで作成された航空機内の不法な奪取の防止に関する条約及び千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の航空保安規定に従って行動する。

2 両締約政府は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があったときは、それぞれ自己の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

3 両締約政府は、相互の關係において、国際民間航空機関により作成されかつ条約の附属書とされた航空保安規定であつて適用されるものに従つて行動するためにすべての可能な措置をとる。各締約政府は、その協定地域内で設立される、かつ、主たる営業所を有する自己の航空企業及び当該協定地域内の空港の運営者が、当該航空保安規定に従つて行動することを要求するためにすべての可能な措置をとる。

4 各締約政府は、他方の締約政府の協定地域への入域、当該協定地域からの出域又は当該協定地域における滞在について、当該他方の締約政府が実施する3の航空保安規定の遵守を自己の航空企業が要求されることに同意する。各締約政府は、航空機を保護し、旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、その協定地域内において適切な

措置が効果的にとられることを確保する。各締約政府は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約政府からのいづれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約政府は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるための連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

第十四条

1 両締約政府の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にかつしばしば協議することは、両締約政府の意図するところである。

2 各締約政府は、いつでも書面により航空当局の間の協議を要請することができる。この協議については、両締約政府が別段の合意をしない限り、要請を受領した日から六十日の期間内に開始する。

第十五条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約政府の間に紛争が生じた場合には、両締約政府は、まず、両締約政府間の交渉による紛争の解決に努める。

2 両締約政府が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約政府の要請により、各締約政府が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人との三

人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。第三の仲裁人は、国籍又は居所によつて紛争に関し中立とは認められない者であつてはならないものとし、当該仲裁人は、仲裁裁判所の長として行動する。

3 各締約政府は、紛争の仲裁を要請する公文を一方の締約政府が他方の締約政府から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約政府が六十日の期間内に自己の仲裁人を指名しなかった場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、いずれの一方の締約政府も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

4 国際民間航空機関の理事会の議長が、自らがその国籍又は居所によつて紛争に関し中立とはみなされない者であると認める場合には、いずれの一方の締約政府も、同様の理由により不適格であるとはされない同理事会の最も主席の副議長に対し、3に規定する仲裁人の任命を要請することができる。

5 両締約政府は、2の規定に基づいて行われた決定に従う。

第十六条

1 いずれの一方の締約政府も、この協定を改正するため、いつでも書面により他方の締約政府との協議を要請することができる。この協議については、両締約政府が別段の合意をしない限り、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2 改正がこの協定(附属書を除く)の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約政府によりその法的手続に従って承認されるものとし、その承認を通告する公文が両締約政府の間で交換された日に効力を生ずる。

3 改正が附属書についてのみ行われる場合には、協議は、両締約政府の航空当局の間で行う。両締約政府の航空当局が新たな又は修正された附属書について合意したときは、改正は、両締約政府の間で公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第十七条

いずれの一方の締約政府も、他方の締約政府に対し、この協定を終了させる意思をいつでも書面により通告することができる。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約政府が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約政府の間の合意により当該一年の期間の満了前に撤回された場合は、この限りでない。

第十八条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に

登録する。

第十九条

この協定は、各締約政府によりその法的手続に従って承認されるものとし、その承認を通告する公文が両締約政府の間で交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十七年二月二十八日に香港で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

上田秀明

香港政府のために

葉謝望

附属書

第一部

日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点

東京
名古屋
大阪
福岡
鹿児島
那覇
札幌

中間地点

香港内の地点

以遠の地点

注1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が運営する協定業務は、日本国の協定地域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり各指定航空企業の選択によって省略することができる。

注2 注3の規定に従うことを条件として、日本国の一又は二以上の指定航空企業が運営する特定路線上の地点の具体的な組合せについては、両締約政府が共同で決定し、書面により確認する。

注3 日本国の一又は二以上の指定航空企業は、中間地点としてのアジア内の二地点と香港との間において、この協定の効力発生の日の直前に当該指定航空企業が行使していた運輸権を引き続き行使することができる。

注4 中間地点又は以遠の地点として、中国本土における地点に寄航することはできない。

第二部

香港の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

香港内の地点

中間地点

日本国内の地点

香港
中間地点としてのアジア内の二地点
福岡
大阪
名古屋
東京
札幌
那覇
鹿児島
仙台
広島

以遠の地点

注1 香港の一又は二以上の指定航空企業が運営する協定業務は、香港の協定地域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり各指定航空企業の選択によって省略することができる。

注2 注3の規定に従うことを条件として、香港の一又は二以上の指定航空企業が運営する特定路線上の地点の具体的な組合せについては、両締約政府が共同で決定し、書面により確認する。

線上の地点の具体的な組合せについては、両締約政府が共同で決定し、書面により確認する。
注3 香港の一又は二以上の指定航空企業は、中間地点としてのアジア内の二地点と日本国との間において、この協定の効力発生の日の直前に当該指定航空企業が行使していた運輸権を引き続き行使することができる。
注4 中間地点又は以遠の地点として、中国本土における地点に寄航することはできない。

審査報告書

航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年五月二十九日

外務委員長 寺澤 芳男
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とパプア・ニューギニアとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を規定するとともに、両国の指定航空企業が業務を行うことができる路線を定めるものである。この協定を締結することは、我が国とパプア・ニューギニアとの間の人的交流及び経済的交流の増進、友好関係の一層の強化に資するものと期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。
平成九年五月十五日

衆議院議長 伊藤 宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定

日本国政府及びパプア・ニューギニア政府は、両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、
両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名

名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、
次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「航空当局」とは、日本国にあっては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、パプア・ニューギニアにあっては民間航空局長官及び同局長官が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。
(b) 「指定航空企業」とは、第二条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c) 「領域」とは、国に関連する場合には、その国の主権の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。
(d) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。

(e) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。
(f) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。
(g) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(h) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。

(i) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(j) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2 付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1 いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2 一方の締約国が指定する各航空企業は、他方

の締約国の航空当局により国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に關して次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的で着陸をする特権

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他

の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3 一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企

業の表裏的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条の1及び2に定める特権を与えず若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2

各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定に定める条件に従つた運営をしなかつた場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し若しくは直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締

約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならぬという一般原則に従って行う。

(a) 航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) 航空企業の路線が經由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一条

1 いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経

費、合理的な利潤、業務の特性(例えば、速力及び設備の程度)、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従って決定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の手続の適用を通じて確保する。

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間について適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意するため締約国の航空当局に対し各締約国の関係手続に従って提出される。

(b) 関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかった場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかった場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c) 航空当局の間で(b)の合意をすることができなかった場合には、第十五条の規定に従って解決する。

(d) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、第十五条3の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実

施されている運賃が適用される。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計であつて通常自国の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供す。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1 両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務が、この協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十六年九月十四日に東京で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にハーグで作成された航空機の不法な奪取の防止に関する条約及び千九百七十年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の規定に従って行動する。

2 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があつたときは、それぞれ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

3 両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成されかつ国際民間航空条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従って行動し、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が、当該航空保安規定に従って行動することを要求すべきである。

4 各締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を自国の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、旅客、乗組員、機内持ち手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適当な措置を講ずるべきである。各締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいづれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるための連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

第十四条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にかつしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十五条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人(締約国の国民でない者に限る)との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができ。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかった場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3 両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

第十六条

1 いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2 改正がこの協定(付表を除く。)の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第十七条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第十八条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に撤回された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかった場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十九条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十七年三月十日にポート・モレスビーで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

林 安秀

パプア・ニューギニア政府のために

ジュリアス・チャン

付表

1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点—ポート・モレスビー

2 パプア・ニューギニアの一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

パプア・ニューギニア内の地点—大阪

3 いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならない。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成九年五月二十九日

外務委員長 寺澤 芳男

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避するとともに、二重課税が発生する場合にはこれを排除することを目的とするものである。この条約の締結により、我が国と南アフリカとの間での各種所得に対する課税権の調整が図られ、両国間の経済的交流及び文化的交流が促進されるものと期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約の締結について、日本国憲法第七十二条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約

日本国政府及び南アフリカ共和国政府は、所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) 南アフリカにおいては、 (i) 普通税 (ii) 第二法人税 (以下「南アフリカの租税」という。) 2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない。)についても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。	文脈により、日本国又は南アフリカをいう。 (d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体で租税に課税単位として取り扱われるものを含む。 (e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に課税法人格を有する団体として取り扱われる団体を含む。 (f) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。 (g) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。 (h) 「権限のある当局」とは、 (i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。 (ii) 南アフリカについては、内閣蔵入庁長官又は権限を与えられたその代理者をいう。 (i) 「国民」とは、次の者をいう。 (i) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に課税された法人として取り扱われるすべての団体 (ii) 南アフリカについては、南アフリカの国籍を有するすべての個人並びに南アフリカにおいて施行されている法令によってその地位を与えられたすべての法人及び団体	(i) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又は南アフリカの租税をいう。 2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国の適用される税法における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。	決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。 (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。 (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事業を解決する。 3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。
1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、 (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域(海底及びその下を含む。)をいう。 (b) 「南アフリカ」とは、南アフリカ共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、その領海並びに領海の外側の水域(大陸棚を含む。)で南アフリカの法令及び国際法に基づいて南アフリカが主権的権利若しくは管轄権を行使することのできる水域として指定されたもの又は今後指定されるものを含む。 (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、	1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、次の者をいう。 (a) 日本国に関しては、日本国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる者 (b) 南アフリカに関しては、南アフリカの法令の下において南アフリカの通常の居住者である個人及び個人以外の者で南アフリカに実質的な管理の場所を有するもの 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国(重要な利害関係の中心がある国)の居住者とみなす。 (b) その重要な利害関係の中心がある締約国を	1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、次の者をいう。 (a) 日本国に関しては、日本国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる者 (b) 南アフリカに関しては、南アフリカの法令の下において南アフリカの通常の居住者である個人及び個人以外の者で南アフリカに実質的な管理の場所を有するもの 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国(重要な利害関係の中心がある国)の居住者とみなす。 (b) その重要な利害関係の中心がある締約国を	3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。 第五条 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。 (a) 事業の管理の場所 (b) 支店 (c) 事務所 (d) 工場 (e) 作業場 (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所 3 建築工事現場若しくは建設、据付け若しくは組立ての工事又はこれらに関連する監督活動については、十二箇月を超える期間継続する場合

には、「恒久的施設」を構成するものとする。

4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定

により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかないかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利

得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、南アフリカの企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する税で南アフリカにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は

国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たつては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行

い又は当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、他方の締約国の中央政府若しくは地方公共団体、他方の締約国の中央銀行又は他方の締約国の政府が全面的に所有する金融機関が取得するもの及び他方の締約国の政府、他方の締約国の中央政府若しくは地方公共団体、他方の締約国の中央銀行若しくは他方の締約国の政府が全面的に所有する金融機関によつて保証された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府」が全面的に所有する金融機関とは、次のものをいう。

- (a) 日本国については、
 - (i) 日本銀行
 - (ii) 日本輸出入銀行
 - (iii) 海外経済協力基金
 - (iv) 国際協力事業団
 - (v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの
- (b) 南アフリカについては、
 - (i) 南アフリカ準備銀行
 - (ii) 南アフリカ政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利

得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者(締約国の居住者であるかないかを問わない。)が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、当該利子の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約に基づいて受領する料金(第八条で取り扱うものを除く。)をいう。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(締約国の居住者であるかないかを問わない。)が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債権が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5 1、2及び4の規定は、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様適用する。ただし、その収入に係る収益について次条2の規定が適用される場合は、この限りでない。

6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料又は収入を生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 使用料又は収入の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料又は収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、当該使用料又は収入の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の実業用資産の一部を成す財産(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している恒久的施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、次の(a)又は(b)に該当する場合を除くほか、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有する場合

(b) その者が当該暦年を通じて合計百八十三日以上の期間当該他方の締約国内に滞在する場合

その者がそのような固定的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合に、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じて当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、芸術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1 次条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われ、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行ふ勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該暦年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第七条、第十四条及び第十五条の規定にか

わらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行われる1及び2に規定する活動から取得する所得については、当該所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動から生ずる場合には、当該他方の締約国において租税を免除する。

第十八条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬(退職年金を除く)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定及び第二十條の規定を適用する。

第十九条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他

方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために当該一方の締約国外から受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。

第二十条

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七條又は第十四條の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定がないものに対しては、当該他方の締約国においても租税を課することが出来る。

第二十一条

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つて南アフリカにおいて租税を課される所得を南

アフリカにおいて取得する場合には、当該所得について納付される南アフリカの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を越えないものとする。

(b) 南アフリカにおいて取得される所得が、南アフリカの居住者である法人により、その議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付される南アフリカの租税を考慮に入れるものとする。

2 南アフリカにおいては、二重課税は、次のとおり除去される。

南アフリカの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得について納付する日本国の租税の額は、南アフリカの税法に従つて納付すべき租税の額から控除する。ただし、控除の額は、南アフリカの租税の総額のうち総所得に占める当該所得の割合に対応する額を越えないものとする。

第二十二条

この条約の所得に対する課税に関する規定は、この条約の特典を享受することを主たる目的として一方の締約国の居住者となつた者(個人を除く。)については適用しない。

第二十三条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、特に居住者であるかないかに関し、同様の

状況にある当該他方の締約国の国民に課されておらず若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九條1、第十一條8又は第十二條7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払つた利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されておらず若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十四条

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになることを認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることが出来る。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認め、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することが出来る。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することが出来る。

第二十五条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約若しくはこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る)を実施し又はこれらの租税に関する脱税を防止するため必要な情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に關与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対してのみ開示することができ、これらの者又は当局は、当該情報をこれらの目的のためにのみ使用することができ、これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかに

第二十六条

1 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徴収するよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、1の租税を徴収するよう努めるいづれの締約国に対しても、当該締約国の法令及び行政上の慣行に抵触し又は公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第二十七条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

1 この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する公文の交換の日以後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

第二十九条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いづれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii) その他の税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の税

(b) 南アフリカにおいては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度の税

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約(以下「条約」という)の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第八条に關し、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得には、次に掲げる利得が含まれることが了解される。ただし、当該利得が同条1の規定の適用を受ける利得に付随するものである場合に限る。

(a) 操用船による船舶又は航空機の賃貸から取得する利得

(b) 国際運輸に使用されるコンテナ(コンテナの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む)の使用、保管又は賃貸から取得する利得

2 条約第二十二條に關し、一方の締約国において、その者の主要な事業を行うために必要とみなされる固定的な施設(事務所又は工場を含む)において実質的な事業活動を行っていない

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十七年三月七日にケープ・タウンで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小西芳三

南アフリカ共和国政府のために

G・マークス

者は、条約の特典を享受することを主たる目的として当該一方の締約国の居住者となつたものとみなす。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十七年三月七日にケープ・タウンで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小西芳三

南アフリカ共和国政府のために

G・マールカス

審査報告書

商法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年五月二十九日

法務委員長 統 訓弘
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、会社の合併制度の整備を図るため、株式会社について、吸収合併の場合の報告總會及び新設合併の場合の創立總會の廃止、合併の際の債権者保護手続の合理化、株主總會の承認手続を要しない簡易な合併手続の創設、合

併に関する情報の開示の充実等の措置を講ずるとともに、有限会社同士の合併による株式会社の設立及び株式会社同士の合併による有限会社の設立を認めることとする等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

商法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

商法等の一部を改正する法律案

商法等の一部を改正する法律

(商法の一部改正)

第一条 商法明治三十二年法律第四十八号の第一部を次のように改正する。

第五十八條第三項中「定款ノ作成其ノ他設立

ニ関スル行為ハ各会社ニ於テ選任シタル設立委員共同シテ之ヲ為ス」を「各会社ヲ代表スベキ社員又ハ取締役定款ニ署名スル」に改め、同条第四項を削る。

第百零一条第一項中「旨ヲ」の下に「官報ヲ以テ」を加え、「但シ」を「此ノ場合ニ於テハ」に改め、同条第三項中「又ハ」の下に「其ノ」を加え、同項に次のただし書を加える。

但シ合併ヲ為スモ其ノ債権者ヲ害スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

第二百十條第四号中「若ハ第四百八條ノ三」を「第四百八條ノ三第一項若ハ第四百十三條ノ三第五項」に改める。

第二百三十條ノ九第二項を削る。

第二百八十八條ノ二第二項第五号中「及其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額並ニ合併後」を「其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額及第四百九條ノ二ノ規定ニ依リ其ノ会社ノ株主ニ移轉シタル株式ニ付會計帳簿ニ記載シタル価額ノ合計額並ニ」に改める。

第四百八條第五項中「前項前段を」第四項前段に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

存続スル会社ガ合併ニ因リ定款ヲ變更シテ前項ノ定款ヲ設ケル場合ニ於テハ其ノ会社及消滅スル会社ニシテ定款ニ其ノ定ナキモノニ付亦同項ニ同ジ

第四百八條ノ二第一項中「合併ヲ為ス各会社ノ貸借対照表」を「合併ノ日後六月ヲ経過スル日迄左ノ書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一 合併契約書

二 合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ対スル株式ノ割当ニ関スル事項ニ付其ノ理由ヲ記載シタル書面

三 前条第一項ノ株主總會ノ会日ノ前六个月内ノ日ニ於テ作リタル合併ヲ為ス各会社ノ貸借対照表

四 前号ノ貸借対照表ガ最終ノ貸借対照表ニ非ザルトキハ最終ノ貸借対照表

五 合併ヲ為ス各会社ノ最終ノ貸借対照表ト共ニ作リタル損益計算書

六 前号ノ損益計算書ノ外第三号ノ貸借対照表ト共ニ損益計算書ヲ作リタルトキハ其ノ損益計算書

第四百八條ノ二第二項中「貸借対照表」を「書類」に改める。

第四百九條第一号を次のように改める。

一 存続スル会社ガ合併ニ因リ定款ノ變更ヲ為ストキハ其ノ規定

第四百九條第六号中「ヲ定メタルトキハ其ノ規定」を削り、同条に次の二号を加える。

七 各会社ガ合併ノ日迄ニ利益ノ配当又ハ第二十九條ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ストキハ其ノ限度額

八 存続スル会社ニ付合併ニ際シテ就職スベキ取締役又ハ監査役ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第四百九條の次に次の一条を加える。

第四百九條ノ二 合併後存続スル会社ハ合併ニ際シテ為ス新株ノ発行ニ代ヘテ第二百十條第二号乃至第五号又ハ第二百十條ノ三第一項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式ヲ合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ移轉スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ移轉スベキ株式ノ總數、額面無額面ノ別、種類及數ヲ合併契約書ニ記載スルコトヲ要ス

第四百十條第一号を次のように改める。

一 合併ニ因リテ設立スル会社ノ定款ノ規定第四百十條第二号中「總數、額面無額面ノ別」を削り、同条第五号中「前条第五号及第六号」を「第四百九條第五号乃至第七号」に改め、同条に次の一号を加える。

六 合併ニ因リテ設立スル会社ノ取締役及監査役ノ氏名

官 報 (号 外)

第四百十一條第二項中「前二條」を「第四百九條、第四百九條ノ二後段及前條」に改める。

第四百十二條を次のように改める。

第四百十二條 会社ハ第四百八條第一項ノ承認ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ債權者ニ對シ合併ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述べベキ旨ヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但シ会社ガ其ノ公告ヲ官報ノ外公告ヲ為ス方法トシテ定款ニ定メタル時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ為ストキハ其ノ催告ハ之ヲ為スコトヲ要セス

第四百十三條を次のように改める。

第四百十三條 合併ニ因リテ消滅スル会社ノ合併ニ因ル株式ノ分割ハ第二百八條第二項ノ規定ニ拘ラズ最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ分割後ノ発行済株式ノ總數ヲ以テ除シタル額ガ五万円ヲ下ル場合ニ於テモ之ヲ為スコトヲ得

第四百十三條の次に次の二條を加える。

第四百十三條ノ二 合併後存続スル会社ノ資本ハ合併ニ因リ消滅スル会社ヨリ承継スル財産ノ価額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之ヲ増加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ合併ニ際シテ額面株式ヲ発行スルトキハ一株ノ金額ニ其ノ株式ノ總數ヲ乗ジタル額ハ之ヲ資本ニ組入ルルコトヲ要ス

一 消滅スル会社ヨリ承継スル債務ノ額
二 消滅スル会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額

三 第四百九條ノ二ノ規定ニ依リ消滅スル会社ノ株主ニ移転スル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル価額ノ合計額

合併ニ因リ設立スル会社ノ資本ハ消滅スル会社ヨリ承継スル財産ノ価額ヨリ前項第一号及第二号ノ金額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ此ノ場合ニ於テ合併ニ因リ設立スル会社が合併ニ際シテ額面株式ヲ発行スルトキハ一株ノ金額ニ其ノ株式ノ總數ヲ乗ジタル額、無額面株式ヲ発行スルトキハ五万円ニ其ノ株式ノ總數ヲ乗ジタル額ハ之ヲ資本ニ組入ルルコトヲ要ス

第四百十三條ノ三 合併後存続スル会社が合併ニ際シテ発行スル新株ノ總數ガ其ノ会社ノ発行済株式ノ總數ノ二十分の一ヲ超エザルトキハ其ノ会社ニ於テハ第四百八條第一項ノ承認ハ之ヲ得ルコトヲ要セス但シ合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタル場合ニ於テ其ノ金額ガ最終ノ貸借対照表ニ依リ存続スル会社ニ現存スル純資産額ノ五十分の一ヲ超ユルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四百九條ノ二ノ規定ニ依リ消滅スル会社ノ株主ニ移転スル株式ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ合併ニ際シテ発行スル新株ト看做ス第一項本文ノ場合ニ於テハ合併契約書ニ存続スル会社ニ付テハ第四百八條第一項ノ承認ヲ得ズシテ合併ヲ為ス旨ヲ記載スルコトヲ要シ、第四百九條第一号及第八号ニ掲グル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ得ズ

存続スル会社ハ合併契約書ヲ作リタル日ヨリ二週間内ニ消滅スル会社ノ商号及本店、合併ヲ為スベキ時期並ニ第四百八條第一項ノ承認

ヲ得ズシテ合併ヲ為ス旨ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間内ニ該社ニ對シ書面ヲ以テ合併ニ反對ノ意思ヲ通知シタル株主ハ該社ニ對シ自己ノ有スル株式ヲ合併契約ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ同項ノ期間ノ満了ノ日ヨリ二十日以内ニ株式ノ額面無額面ノ別、種類及數ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百四十五條ノ三第二項乃至第五項及第二百四十五條ノ四ノ規定ハ第五項ノ場合ニ之ヲ準用ス

存続スル会社ノ発行済株式ノ總數ノ六分の一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ガ第五項ノ規定ニ依リ反對ノ意思ヲ通知ヲ為シタルトキハ此ノ條ニ定メタル手續ニ依リ合併ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第一項本文ノ場合ニ於ケル存続スル会社ニ付テノ第四百八條ノ二第一項及第四百十二條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ第四百八條ノ二第二項中「前條第一項ノ株主總會ノ会日」ニ「トアルハ」

る。

第四百十四條の次に次の二條を加える。

第四百十四條ノ二 取締役ハ第四百十二條ニ規定スル手續ノ經過、合併ノ日、合併ニ因リテ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額及債務ノ額其ノ他ノ合併ニ関スル事項ヲ記載シタル書面ヲ合併ノ日ヨリ六月間本店ニ備置クコトヲ要ス

第四百八條ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ書面ニ之ヲ準用ス

第四百十四條ノ三 合併後存続スル会社ノ取締役及監査役ニシテ合併前ニ就職シタルモノハ合併契約書ニ別段ノ定ノ記載アルトキヲ除クノ外合併後最初ニ到来スル決算期ニ関スル定時總會ノ終結ノ時ニ退任ス

第四百十五條中「合併ノ無効」を「前項」に改め、同條に第一項として次の二條を加える。

第四百十五條ノ二 合併ノ無効ハ訴ヲ以テ之ヲ主張スルコトヲ得

第四百十五條に次の二條を加える。

第八十八條、第九十五條、第九十六條、第九十八條乃至第一百零一條及第二百四十九條ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第四百十六條第一項中「第百條、第百二條、第百三條、第百四條第一項第三項、第百五條、第百六條及第百八條乃至第百九十一條」を「第百二條及第百三條」に改め、同條第三項中「第二百十五條」を「第二百二十五條」に改め、「第二百七十七條第二項」を削り、同條第五項中「第四百八條第四項」の下に「及第五項」を加える。

第四百二十一條第一項中「ノ公告ヲ以テを削り、「催告」を「官報ヲ以テ公告」に、「但シ」を

「此ノ場合ニ於テハ」に改める。

第四百九十八条第一項第六号中「第四百十六
条第一項」を「第四百十二條」に改め、同項第十
九号中「若ハ監査報告書」を「監査報告書」、第
四百八条ノ二第一項第二号若ハ第四百十四条ノ
二第一項ノ書面」に改め、同項第二十号中「第
四百八条ノ二第一項」の下に、「第四百十四条ノ二
第一項」を加える。

第五百条を次のように改める。

第五百条 削除

(有限会社法の一部改正)

第二条 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)
の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「他ノ有限会社」の下に
「又ハ株式会社」を加え、「但シ」を「此ノ場合ニ
於テハ」に、「有限会社ナルコト」を「有限会社又
ハ株式会社ナルコト」に改め、同条第二項中「会
社」を「有限会社」に改め、同条第三項及び第四
項を次のように改める。

第一項ノ場合ニ於テハ合併ヲ為ス株式会社又
ハ合併ニ因リテ設立スル株式会社ニ関シテハ
商法ノ規定ニ從フコトヲ要ス但シ有限会社ガ
株式会社ト合併ヲ為ス場合ニ於テ合併後存続
スル会社又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ガ有
限会社ナルトキハ其ノ株式会社ニ於ケル同法
第四百八条第一項ノ決議ハ同法第三百四十八
条第一項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコ
トヲ得ズ

合併ヲ為ス会社ノ一方ガ社債ノ償還ヲ完了セ
ザル株式会社ナルトキハ合併後存続スル会社
又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ハ有限会社タ
ルコトヲ得ズ

第六十条を次のように改める。

第六十条 株式会社ハ他ノ株式会社ト有限会社
ヲ合併ニ因リテ設立スル会社トスル合併ヲ為
スコトヲ得但シ合併ヲ為ス会社ノ一方又ハ双
方ガ社債ノ償還ヲ完了セザルモノナルトキハ
此ノ限ニ在ラス

前条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル合併ノ
場合ニ之ヲ準用ス

第六十一条第一項中「前条第一項」を「合併
ヲ為ス会社ノ一方又ハ双方ガ株式会社ナル」に
改める。

第六十二条中「第六十三條ニ於テ準用スル商
法第四百十二條又ハ第四百十三條ノ規定ニ依ル
社員總會ノ終結ノ日ヨリ」を削り、同条に次の
一項を加える。

株式会社ガ第六十条第一項ノ規定ニ依リ合併
ヲ為シタルトキハ合併ニ因リテ設立シタル有
限会社ニ付本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支
店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ第十三條第二
項ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ要ス

第六十三條第一項中「第九十八條第二項、第
百条」を「第五十六條第三項、第九十八條第二
項」に、「乃至第六六條、第八八條乃至第一百一
條」を、「第百三條」に、「乃至第三項」を、第二
項に、「第四百十三條」を「第四百十三條ノ二」、
第四百十四條ノ二に、「同法第四百十五條」を
「同法第四百十五條第二項」に改め、同条に次の
一項を加える。

第一項ニ於テ準用スル商法第四百十二條第一
項ノ公告ヲ為ス方法トシテ時事ニ関スル事項
ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ為ス旨ノ定款
ノ定ヲ設ケタルトキハ其ノ規定ハ本店ノ所在

地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三
週間内ニ之ヲ登記スルコトヲ要ス

第七十七條第二項中「第五十九條第三項若ハ
第六十条第四項ノ設立委員、第六十条第一項ノ
規定ニ依リ從フベキ商法第五十六條第三項ノ設
立委員」を削る。

第八十五條第一項第十号中「又ハ監査報告書」
を「監査報告書又ハ第六十三條第一項ニ於テ
準用スル商法第四百八条ノ二第一項第二号若ハ
第四百十四條ノ二第一項ノ書面」に改め、同項
第十一号中又ハ第七十五條第一項を、「第七
十五條第一項」に改め、「第四百二十條第一項ノ
附屬明細書」の下に「又ハ第六十三條第一項ニ於
テ準用スル商法第四百八条ノ二第一項第一号第
二号若ハ第四百十四條ノ二第一項ノ書面」を加
え、同項第十五号中「第六十三條又ハ第六十
八條ニ於テ準用スル商法第一百条」を「若ハ第六
十八條ニ於テ準用スル商法第一百条ノ規定又ハ第六
十三條ニ於テ準用スル商法第四百十二條」に
改め、同条第二項中「第六十條第一項ノ規定ニ依
リ從フベキ若ハ第六十八條ニ於テ準用スル商法
第一百条ノ規定ニ違反シテ合併若ハ」を「第五十九
條第三項(第六十條第二項ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム)ノ規定ニ依リ從フベキ商法第四百十二
條ノ規定ニ違反シテ合併ヲ為シタルトキ、第六
十八條ニ於テ準用スル商法第一百条ノ規定ニ違反
シテ」に、「第六十四條第二項」を「第五十九條第
三項ノ規定ニ依リ從フベキ商法第四百十三條ノ
三第四項ノ規定若ハ第六十四條第二項」に改め
る。

第八十八條を次のように改める。

第八十八條 削除
(株式会社ノ監査等に関する商法の特例に關す
る法律の一部改正)

第三条 株式会社ノ監査等に関する商法の特例に
關する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一
部を次のように改正する。

第三条第四項中「場合」の下に「(第六項に規定
する場合を除く)」を加え、同条に次の一項を
加える。

6 合併によつて会社を設立する場合において
は、合併契約書に合併によつて設立する会社
の会計監査人の氏名又は名称を記載しなけれ
ばならない。

第二十五條中「第四百十五條」を「第四百十五
條第二項及び第三項」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に締結された合併契約に係
る合併に關しては、この法律の施行後も、なお
従前の例による。

(罰則の適用に關する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定
により従前の例によることとされる場合におけ
るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

(商法中改正法律施行法の一部改正)

4 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七

十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

審査報告書

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年五月二十九日

法務委員長 統 訓弘

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法ほか四十一の關係法律について規定の整備をしようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成九年五月二十日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(非訟事件手続法の一部改正)

第一条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二百六十六条第四項を削る。

第二百三十二条ノ六第一項中「及び第四百八条ノ三第二項」を、「第四百八条ノ三第二項及び第四百十三条ノ三第七項」に改める。

第四百三十五条ノ八中「第四百十六條第一項」を「第四百三十五條第三項」に改める。

第四百三十五條ノ十二から第四百三十五條ノ十四までを次のように改める。

第四百三十五條ノ十二 第四百三十二條ノ規定ハ前条ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百三十五條ノ十三 及び第四百三十五條ノ十四 削除

(無尽業法の一部改正)

第二条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条ノ二中「第百条第一項」を「第四百三十二條第一項」に改める。

第二十一条ノ四第三項中「債権者二」を「其ノ債権者二」に改め、同項に次のたし書を加える。

但シ營業ノ全部又ハ一部ノ譲渡又ハ譲受ヲ為スモ其ノ債権者ヲ害スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

(農業協同組合法の一部改正)

第三条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百

三十二号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のたし書を加える。

ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十五条第四項中「及び第五十条」を「並びに第五十条第一項及び第二項」に改める。

第六十九条中「第百四条第一項及び第三項、第百五条、第百六条、第百八条から第百十一条まで並びに第四百十五條並びに」を「第四百十五條及び」に、「第四百十五條中」を「第四百十五條第二項及び同条第三項において準用する同法第二百四十九條第一項中」に改める。

第七十条第二項中「第六十七條」の下に「並びに商法第三百八十條」を加える。

第七十二条の二の二中「第七十一条」との下に、「同法第四百三十一條第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」とを加える。

第七十三条第四項中、「第六十八條」を「第六十九條まで」に改める。

第八十三条第三項中「因る」を「よる」に、「の外」を「のほか」に、「若し異議」を「並びに異議」に、「又は信託をしたこと」を「若しくは信託をしたこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないこと」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第八十五条第二項中「もし」を「並びに」に、「又は信託をしたこと」を「若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額の減少をし、若しくは合併若しくは承継をしてもその債権者を害するおそれがないこと」に改める。

(農業災害補償法の一部改正)

第四条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のたし書を加える。

ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

おそれがないときは、この限りでない。

第六十八條第二項中「因る」を「よる」に、「の外」を「のほか」に、「若し異議」を「並びに異議」に、「又は」を「若しくは」に改め、「信託をしたこと」の下に「又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないこと」を加え、「因つて」を「よつて」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第八十五条第二項中「因る」を「よる」に、「の外」を「のほか」に、「若し異議」を「並びに異議」に、「又は信託をしたこと」を「若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額の減少若しくは合併をしてもその債権者を害するおそれがない

合併をしてもその債権者を害するおそれがない

合併をしてもその債権者を害するおそれがない

合併をしてもその債権者を害するおそれがない

合併をしてもその債権者を害するおそれがない

合併をしてもその債権者を害するおそれがない

合併をしてもその債権者を害するおそれがない

合併をしてもその債権者を害するおそれがない

合併をしてもその債権者を害するおそれがない

合併をしてもその債権者を害するおそれがない

合併をしてもその債権者を害するおそれがない

合併をしてもその債権者を害するおそれがない

合併をしてもその債権者を害するおそれがない

合併をしてもその債権者を害するおそれがない

ことに、「添附し」を「添付し」に改める。
(医療法の一部改正)

第六條 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五十九條第三項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(水産業協同組合法の一部改正)

第七條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第二項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十九條第四項中「及び第五十四條」を「並びに第五十四條第一項及び第二項」に改める。

第七十三條中「第四百四條第一項及び第三項、第四百五條、第四百六條、第四百八條から第四百一十條まで並びに第四百十五條並びに」を「第四百十五條及び」に改める。

第七十七條中「第七十四條」との下に、「同法第四百二十一條第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」とを加える。

第八十六條第四項中「第七十二條」まで、第七十四條を「第七十四條まで」に改める。

第九十一條の第三項中「第七十一條」の下に「並びに商法第三百八十條」を加える。

第一百十一條第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「信託をしたこと」の下に「又は合併をして」を加え、「添附し」を「添付し」に改める。

もその債権者を害するおそれがないこと」を加える。

第一百十三條第二項中「又は信託をしたこと」を「若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額の減少をし、若しくは合併若しくは承継をしてもその債権者を害するおそれがないこと」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第八條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五十七條第二項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十六條中「組合の」を「組合(信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。の)」に改め、「(信用協同組合又は第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の合併については、第二項を除く。の)」を削り、「(合併無効の訴え)」を「株式会社(の合併の無効)及び非訟事件手続法第三百三十五條ノ八」に改める。

第六十九條中「第六十八條」との下に、「同法第四百二十一條第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」とを加える。

第九十三條第二項中「の外」を「のほか」に、「若し異議を」並びに異議に、「又は」を「若しくは」に改め、「信託したこと」の下に「又は合併をして」もその債権者を害するおそれがないこととを加え、「添附し」を「添付し」に改める。

第九十五條第二項中「の外」を「のほか」に、「若し異議を」並びに異議に、「又は財産を」若しくは財産に改め、「信託したこと」の下に「又は出資一口の金額の減少若しくは合併をしてもその債権者を害するおそれがないこと」を加え、「添附し」を「添付し」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第九條 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第二項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(船主相互保險組合法の一部改正)

第十條 船主相互保險組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十八條第一項中「第四百二十條第一項」を「第四百二十條第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六條第一項に、「同法第四百二十六條第一項を「同法第四百二十一條第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六條第一項」に改める。

(商品取引所法の一部改正)

第十一條 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第九十九條の四第二項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

この場合において、商法第四百二十一條第

一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは、「公告」と読み替へるものとする。

第一百十條第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「信託をしたこと」の下に「又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないこと」を加える。

(社会福祉事業法の一部改正)

第十二條 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十九條第二項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(宗教法人法の一部改正)

第十三條 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第四項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(信用金庫法の一部改正)

第十四條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十二條第二項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十一條中「第四百四條第一項及び第三項、第四百五條、第四百六條、第四百八條から第四百一十條まで並びに第四百十五條(合併の無効)並びに」を「第四百十五條(合併の無効)及び」に改める。

官 報 (号 外)

第六十四条中「第三十七条第九項」との下に「同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」とを加える。

第七十五条第二項中「又は若しくは」に改め、「信託したこと」の下に「又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないこと」を加える。

第七十七条第二項中「又は財産を」若しくは財産に改め、「信託したこと」の下に「又は出資一口の金額の減少若しくは合併をしてもその債権者を害するおそれがないこと」を加える。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第十五条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第七十三条第二項中「の外を」のほか「に、」並びに「を」並びに「に、」又は「を」若しくは「に改め、「信託したこと」の下に「又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないこと」を加え、「添附し」を「添付し」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第十六条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 他の会社が存続する場合において、合併により定款の変更をするときは、その規定第二百二十四条第七号中「を定めたときは、その規定を削り、同号を同条第八号とし、同条第六号中「日時」の下に「その会社が株主総会の承認を得ないで合併をするときは、その旨」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「割当」を「割当て」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 合併に際してする新株の発行に代えて、商法第二百十條第二号から第五号まで又は第二百十條ノ三第一項(目付株式)の規定により取得して有する株式を合併によつて消滅する会社の更生債権者、更生担保権者又は株主に移転するときは、移転すべき株式の額面無額面の別、種類及び数

第二百二十四条に次の三号を加える。

九 他の会社が合併の日までに利益の配当又は商法第二百九十三條ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配をするときは、その限度額

十 他の会社が存続する場合において、その会社につき合併に際して就職すべき取締役又は監査役を定めたときは、その規定

十一 他の会社が存続する場合において、商法第四百十四條ノ三(存続会社の従前の役員(任期)の別段の定めをしたときは、そ

の規定

第二百一十五條中「左に」を「次に」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 新会社の定款の規定

第二百二十五條第三号及び第四号を削り、同条第五号中「額面無額面の別」を削り、「割当」を「割当て」に改め、同号を同条第三号とし、同条第八号を同条第四号とし、同条第七号を同条第五号とし、同条第八号中「第六号及び第七号」を「第七号から第九号まで」に改め、同号を同条第六号とし、同条に次の二号を加える。

七 新会社の取締役及び監査役の氏名

八 新会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条会計監査人の監査に規定する株式会社であるときは、新会社の会計監査人の氏名又は名称

第二百三十三條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「且つ」を「かつ」に改め、同項第四号中「こと」の下に「その会社が株主総会の承認を得ないで合併をするときは、商法第四百十三條ノ三第八項(簡易な合併手続)に規定する場合に該当しないこと」を加える。

第二百四十七條第三項中「定」を「定め」に、「ときは、」を「場合における」に改め、「又は設立委員」を削る。

第二百五十八條第三項中「貸借対照表の備置き」を「合併契約書等の備置き等」に改め、「請

求」の下に「第四百十二條(債権者保護の手続)、第四百十三條ノ二第一項前段(存続会社の資本増加の限度額)を加え、「の提起権者」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の場合においては、商法第四百十六條第二項(減資に対する社債権者の異議申出方法の合併への準用)の規定にかかわらず、同法第三百七十六條第三項の規定は、準用しない。

第二百五十八條第六項中「第二百二十四條第五号又は第二百二十五條第七号」を「第二百二十四條第六号又は第二百二十五條第五号」に改め、同条第七項中「の外を」のほか「に、」第九十條」を「第九十條第一号から第六号まで」に、「同法第六十七條第二号」を「同条第三号」に、「添附し」を「添付し」に改め、同条第八項中「の外を」のほか「に、」第六十七條第二号、第六十八條第一項第三号及び第九十條第二号」を「第九十條第二号及び第三号」に、「添附し」を「添付し」に改め、同条第十一項中「議事録」の下に「(その会社が株主総会の承認を得ないで合併をする場合には、その会社の取締役会の議事録(合併により消滅する会社の株主に支払うべき金額を定めた場合にあつては、当該議事録及び最終の貸借対照表)」を加え、「第三号及び第四号」を「第三号から第九号まで」に、「同法第六十七條第二号」を「同条第三号」に、「添附し」を「添付し」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第十七条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第百条第二項」を「第四百二十二条第二項」に改める。

第二十七條第二号中「第十一条第六項」を「第十一条第五項」に改める。

(輸出入取引法の一部改正)

第十八条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「信託したこと」の下に「又は非出資輸出組合への移行をしてその債権者を害するおそれがないこと」を加える。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第十九条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五十六條第二項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、合併をしてその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第二十条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第五十七條第二項中「商法第百一条」を「商法

第百条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第百一条に改める。

第五十八條第一項中「財産目録」との下に「同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」とを加える。

第六十九條第二項中「因る」を「よる」に、「若し異議を」並びに異議に、「又は」を「若しくは」に改め、「信託したこと」の下に「又は合併をしてその債権者を害するおそれがないこと」を加え、「添附し」を「添付し」に改める。

(信用保証協会法の一部改正)

第二十一条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第四項中「又は」の下に「当該を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該合併をして当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(労働金庫法の一部改正)

第二十二條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第五十七條第二項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、出資一口の金額の減少をしてその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十五條中「第百四条第一項及び第三項、第百五条、第百六条、第百八条から第百十一条まで並びに第四百十五條(合併の無効)並びに」

を「第四百十五條(合併の無効)及び」に改める。

第六十八條中「第三十九條第九項」との下に「同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」とを加える。

第七十九條第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「信託したこと」の下に「又は合併をしてその債権者を害するおそれがないこと」を加える。

第八十一条第二項中「又は財産を」若しくは「財産」に改め、「信託したこと」の下に「又は出資一口の金額の減少若しくは合併をしてその債権者を害するおそれがないこと」を加える。

(外国為替銀行法の一部改正)

第二十三條 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第九條の九中「第百条第一項」を「第四百十二条第一項」に改める。

第二十一条第三号中「第九條の五第六項」を「第九條の五第五項」に改める。

(内航海運組合法の一部改正)

第二十四條 内航海運組合法(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十五條中「第二百五十八條第一項」との下に「同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」とを加える。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)

第二十五條 環境衛生関係営業の運営の適正化に

関する法律(昭和三十一年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第四十九條の三第二項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、出資一口の金額の減少をしてその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十二條中「第四百二十六條第二項」を「第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六條第二項に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第二十六條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五十一條第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「信託したこと」の下に「又は合併をしてその債権者を害するおそれがないこと」を加え、「添附し」を「添付し」に改める。

第五十三條中「又は」を「若しくは」に改め、「信託したこと」の下に「又は非出資組合への移行をしてその債権者を害するおそれがないこと」を加え、「添附し」を「添付し」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)

第二十七條 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第六十七條第二項中「又は」の下に「その」を加

え、同項に次のただし書を加える。

ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を書するおそれがないときは、この限りでない。

第七十八条中「第七十七条」との下に、「同法第四百二十一条第二項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」とを加える。

(商業登記法の一部改正)

第二十八條 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第六十七條中「添附し」を「添付し」に改め、同条第二号中「第百条第一項の下に」(同法第四百四十七條において準用する場合を含む。))を加え、「又はを」若しくは「に改め、「信託した」との下に「又は合併をしてもその者を書するおそれがないこと」を加える。

第六十八條第一項中「添附し」を「添付し」に改め、第二号を削る。

第九十條中「添附し」を「添付し」に改め、同条第五号中「第四百八条第四項の下に」又は第五項を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「第二号及び」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 商法第百条第一項(同法第四百四十七條において準用する場合を含む。))の規定による公告及び催告又は同法第四百二十二条第一項(有限会社法(昭和十三年法律第七十四号))

第六十三條第一項において準用する場合を含む。))の規定による公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該会社にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を書するおそれがないことを証する書面

第九十條に次の三号を加える。

七 合併により資本を増加するときは、商法第四百十三條ノ二第一項前段に規定する限度額を証する書面

八 合併に際して就任する取締役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面

九 商法第四百十三條ノ三第五項の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する株式の総数を証する書面

第九十一條中「添附し」を「添付し」に改め、同条第一号中「前条各号」を「前条第一号から第六号まで」に改め、同条第二号中「及び第七号から第九号まで」を「第八号及び第九号」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 商法第四百十三條ノ二第二項前段に規定する額を証する書面

第九十三條第一項第二号中「(昭和十三年法律第七十四号)」を削る。

第九十八條中「添附し」を「添付し」に改め、第四号を第五号とし、同条第三号中「第二号及び」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 商法第四百二十二條第一項(有限会社法第六十三條第一項において準用する場合を含む。))の規定による公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該会社にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を書するおそれがないことを証する書面

第九十八條に次の一号を加える。

六 第九十條第七号及び第八号に掲げる書面

第九十九條第一号中「前条各号」を「前条第一号から第五号まで」に改め、同条第三号中「第六十八條第一項第三号」を「第九十一條第三号」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)

第二十九條 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第二項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

え、同項に次のただし書を加える。

ただし、合併をしてもその債権者を書するおそれがないときは、この限りでない。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第三十條 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十二年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第一号」を「第三項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「行方銀行」の下に「(前項において準用する商法第四百十三條ノ三第一項(簡易な合併手続の要件)の規定により第一項の承認を得ないで合併を行う銀行を除く。))」を加え、「前項」を「第一項」に改め、同項第一号中「及び第四項」を「から第五項まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 商法第四百十三條ノ三第一項及び第二項(簡易な合併手続の要件)の規定は、前項の合併に係る存続金融機関が銀行である場合における当該存続金融機関たる銀行について準用する。この場合において、同条第一項中「第四百八條第一項」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号以下「合併転換法」ト謂フ)第七條第一項」と、同条第二項中「第四百九條ノ二」と

え、同項に次のただし書を加える。

ただし、合併をしてもその債権者を書するおそれがないときは、この限りでない。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第三十條 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号以下「合併転換法」ト謂フ)第七條第一項と、同条第二項中「第四百九條ノ二」と

え、同項に次のただし書を加える。

あるのは「合併転換法第九条第一項」と読み替えるものとする。

第八条の次に次の一条を加える。

(書類の備置き等)

第八条の二 銀行と合併を行う協同組織金融機関については、商法第四百八条ノ二第一項(合併契約書等の備置き)の規定を準用する。

2 第三条第一項第七号から第九号までに掲げる金融機関の合併を行う協同組織金融機関の理事は、合併総会の会日の二週間前から合併の日後六月を経過する日まで、貸借対照表を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

3 商法第四百八条ノ二第二項(合併契約書等の閲覧等)の規定は、前二項の場合について準用する。

第九条第一項中「割り当てる」を「割り当て、又は合併に際して新株の発行に代えて、商法第二百十條第二号から第五号まで若しくは第二百十條ノ三第一項(自己株式)の規定により取得して所有する株式を移転する」に改め、同条第二項中「割当て」の下に「又は株式の移転」を加える。

第十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する設立委員のうち、銀行において選任するものの選任については、商法第

三百四十三条(定款変更の決議方法)の規定を準用する。

第十条の二中「第百条第一項」を「第四百二十一条第一項」に改める。

第十一条第四項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第十一条第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の公告は、合併を行う銀行にあつては、官報をもつてしなければならない。

4 合併を行う銀行が、第一項の公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該銀行による各別の催告は、することを要しない。

第十二条中「行う銀行」の下に「(第七条第二項において準用する商法第四百十三條ノ三第一項(簡易な合併手続の要件)の規定により第七條第一項の承認を得ないで合併を行う銀行を除く。)」を加える。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 銀行を存続金融機関とする合併において当該存続金融機関たる銀行が第七條第二項において準用する商法第四百十三條ノ三第二項(簡易な合併手続の要件)の規定により第七條第一項の承認を得ないで合併を行う

場合には、当該銀行については、同法第四百十三條ノ三第三項から第九項まで(簡易な合併手続の場合における株式買取請求等)の規定を準用する。この場合において、同項中「第四百二十一条第一項」とあるのは「合併転換法第十一條第一項」と、「第四百八条第一項ノ承認ノ決議ノ日」とあるのは「合併決議の日」と読み替えるものとする。

2 非訟事件手続法第二百一十六條第一項(管轄裁判所)及び第二百三十二條ノ六株式買取価格の決定)の規定は前項において準用する商法第四百十三條ノ三第七項(株式買取請求)に関する規定の簡易な合併手続への準用)において準用する同法第二百四十五條ノ三第二項から第五項まで(買取請求の手続)及び第二百四十五條ノ四(買取請求の失効)の規定を適用する場合について、前条第三項の規定は前項において準用する同法第四百十三條ノ三第五項(簡易な合併手続における株式買取請求)の請求に基づき取得した自己の株式について、それぞれ準用する。

第十八条中「及び当該」を、「当該」に改め、「金額」の下に「及び存続金融機関たる銀行が第九條第一項の規定により消滅金融機関たる協同組織金融機関の会員又は組合員に移転した株式につき会計帳簿に記載した価額の合計額」を加える。

第二十一条第一項中「第四百八条ノ二(貸借対

照表」を「第四百四十四條ノ二(合併事項を記載した書面)」に、「合併を行う協同組織金融機関を普通銀行と信用金庫とが合併を行う場合における存続金融機関又は新設金融機関たる信用金庫」に改め、同条第三項中「第四百四條第一項及び第三項、第五百五條、第百六條、第百八條から第百一十條まで並びに」を削る。

第二十三条第一項中「第七條第二項第二号、第三項及び第四項」を「第七條第三項第二号、第四項及び第五項」に改め、同条第三項中「第十條第二項」を「第十條第三項」に改める。

第二十七条第二項中「第百四條第三項、第百五條第二項から第四項まで、第百六條、第百八條から第百十條まで及び第四百十五條」を「第四百十五條第二項及び第三項」に改める。

第三十三條中「第七條第三項」を「第七條第四項」に改める。

第三十六條第一項第一号中「第七條第二項」を「第七條第四項」に、「又は第五條第一項の規定によりその例によることとされる商法(次号を除き、以下「商法」という。)(第四百一十二條若しくは第四百十三條に規定する株主総会若しくは創立総会(以下「総会等」と総称する。))」を「(以下「特定株主総会」という。))」に改め、同項第二号中「第百四條第一項」を「第四百十五條第一項」に改め、同項第四号中「総会等」を「特定株主総会」に、「商法第二百四十七條第一項又は第二百五十二條(これらの規定を第七條第四項)を」第七

条第五項に、「場合を含む。」に規定を「商法第二百四十七條第一項又は第二百五十二條に規定」に改める。

第三十九條中「商法第四百三十條第一項を

「第五條第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百三十條第一項」に改め、同条第三号中「総会等」を「特定株主總會」に改め、同条第四号中「第十一條第四項」を「第十一條第六項」に改め、同条第五号中「商法第四百八條ノ二(第二十一條第一項において準用する場合を含む。)」の規定に違反して貸借対照表を「第八條の二第二項又はこの法律において準用し、若しくはその例によることとされる商法第四百八條ノ二若しくは第四百十四條ノ二の規定に違反して、書類」に、「貸借対照表の」を「書類の」に改め、同条第六号中「第十二條第三項の下に(第十二條の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第七号中「総会等」を「特定株主總會」に、「商法第二百三十三條(第七條第四項を「第七條第五項」に、「場合を含む。)」を「商法第二百三十三條の」に改め、同条第八号中「総会等」を「特定株主總會」に改める。

(預金保険法の一部改正)

第三十一條 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第二項中「第七條第三項」を「第七條第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関

が銀行であつて、商法第四百十三條ノ三第一項(金融機関の合併及び転換に関する法律第七條第二項において準用する場合を含む。))の規定により株主總會の承認を得ないで合併を行おうとしたものである場合において、当該銀行が商法第四百十三條ノ三第八項(金融機関の合併及び転換に関する法律第十二條の二第一項において準用する場合を含む。))に規定する場合に該当することとなつたときは、当該銀行は、直ちに、大蔵大臣にその旨を報告し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

第六十九條に次の三項を加える。

7 大蔵大臣は、第一項の規定による公告に係る金融機関について、前項の規定により緊急性の認定を行うことができなかった場合には、その旨を当該金融機関に通知しなければならない。

8 第一項の通知を受けた金融機関が商法第四百十三條ノ三の規定による手続を行おうとする銀行である場合においては、当該銀行は、同項の通知を受けた後は、当該手続を行うことができない。ただし、当該銀行が前項の規定による通知を受けた場合においては、この限りでない。

9 前項ただし書に規定する場合における当該銀行についての商法第四百十三條ノ三の規定の適用については、同条第四項及び第九項中

「合併契約書ヲ作リタル日」とあるのは、「預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第六十九條第七項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル日」とする。

第七十三條第四項中「債権者に」を「当該債権者に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該合併又は営業譲渡等をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第七十四條第二項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる合併についての承認 商法第三百四十八條第一項の決議

イ 存続金融機関の定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあり消滅金融機関の定款にその定めがない場合における当該消滅金融機関の合併についての承認

ロ 存続金融機関が合併により定款を変更してイに規定する定めを設ける場合における当該存続金融機関の合併についての承認及び消滅金融機関の定款にその定めがないときの当該消滅金融機関の合併についての承認

第七十四條第六項中「及び第四百八條第五項」を「の規定は第二項第二号に定める決議があつた場合について、同法第四百八條第六項に、「第二項第二号に掲げる」を「第二項第二号

イに規定する」に改め、「について」の下に、「それぞれ」を加え、同条第九項中「理事は」の下に「緊急性の認定が銀行等の合併に係るものであるときは、第一項の株主總會等の会日の二週間前から同項に規定する期限(当該期限が第四項の規定により延長された場合には、その延長後の期限)の到来した日以後六月を経過する日まで、当該各銀行等の商法第四百八條ノ二第一項各号に掲げる書類(存続金融機関たる銀行等にあつては、当該各銀行等の同項各号に掲げる書類及び資金援助に関する契約の内容を記載した書面)を、緊急性の認定が信用金庫等の合併又は金融機関の営業譲渡等に係るものであるときは」を加え、「合併又は営業譲渡等を行つた」を「当該各信用金庫等又は当該」に、「存続金融機関」を「存続金融機関たる信用金庫等」に改め、「当該」の下に「各信用金庫等又は当該」を加える。

第八十條第一項中「第四百四條第一項及び第三項、第五百五條、第六百六條、第六百八條から第六百一十條まで並びに」を「第四百十四條ノ二(銀行等の場合に限る。及び)に、」を除くを「にあつては、第三項に限る」に、「第五百五條第一項」を「第四百十四條ノ二中「第四百十二條」とあるのは「預金保険法第七十三條」と、「合併ノ日ヨリ」とあるのは「同法第七十四條第一項二規定スル期限(当該期限が同条第四項ノ規定ニ依リ延長セラレタル場合ニハ其ノ延長後ノ期限)ノ到来セ

ル日ヨリ」と、同法第四百十五條第三項において準用する同法第五百五條第一項に、「預金保険法を「預金保険法」に改め、「期限」の下に「ノ到来セル日」を加え、同條第二項中、第二百十七條並びに第四百十二條第一項を、並びに第二百十七條に改め、同項後段を削る。

第八十一條中「第四百十四條の下に」、第四百十四條ノ二、第四百十五條第三項を加える。

第八十五條第一項中「次に掲げる事項」を「第六十九條第六項に規定する異議の申出」に改め、同項各号を削る。

第九十條第五号中「又は同條第十項を」、同條第十項に、「の規定に」を「の規定又は第八十條第一項において準用する同法第四百十四條ノ二の規定に」に、「に規定を」又は第八十條第一項において準用する同法第四百十四條ノ二第一項に規定」に改める。

(森林組合法の一部改正)

第三十二條 森林組合法(昭和五十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六十七條第二項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第八十四條第四項中「及び第六十七條を」並びに第六十七條第一項及び第二項に改める。

第八十八條中「第四百四條第一項及び第三項、第五百五條、第六百八條、第六百八條から第六百十一條まで並びに第四百十五條並びに」を「第四百十五條及び」に改める。

第九十二條中「第八十九條第一項」との下に「同法第四百二十一條第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」とを加える。

第一百條第四項中「第八十七條を」第八十八條に改める。

第一百八條の第三項中「第八十六條」の下に「並びに商法第三百八十條」を加える。

(農住組合法の一部改正)

第三十三條 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第二項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(銀行法の一部改正)

第三十四條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三條中「第一百條第一項を」第四百十二條第一項に改める。

第三十四條第四項中「債権者に」を「当該債権者に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部の譲受けをしても当該債

権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十一條第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四百二十一條第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは、「公告」と読み替えるものとする。

(更生保護事業法の一部改正)

第三十五條 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第二項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(保険業法の一部改正)

第三十六條 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第六十六條中「第五項を」第四項に改める。

第六十七條第一項中「及び第十七條(公告の方法)」を削る。

第八十三條第二項第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「信託したこと」の下に「又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないこと」を加える。

第八十四條第二項中「第四百十五條を」第四百十五條第二項に改める。

第九十五條第二項第六号中「通知を」催告に、「又は」を「若しくは」に改め、「信託したこ

と」の下に「又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないこと」を加える。

第六百十條中第二号を削り、第一号を第二号とし、同條に第一号として次の一号を加える。

一 合併後存続する相互会社が合併により定款の変更をするときは、その規定

第六百十條第五号中「その他大蔵省令で定める事項を削り、同條に次の三号を加える。

六 各会社が合併の日までに剰余金の分配をするときは、その限度額

七 合併後存続する相互会社につき合併に際して就職すべき取締役又は監査役を定めたときは、その規定

八 その他大蔵省令で定める事項

第六百六十一條第一号を次のように改める。

一 合併により設立される相互会社の定款の規定

第六百六十一條第一項第五号中「その他大蔵省令で定める事項」を削り、同項に次の三号を加える。

六 各会社が合併の日までに剰余金の分配をするときは、その限度額

七 合併により設立される相互会社の取締役及び監査役の氏名

八 その他大蔵省令で定める事項

第六百六十一條第二項及び第三項を削る。

を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 合併後存続する相互会社が合併により定款の変更をするときは、その規定
第六十二條第一項第六号中「その他大蔵省令で定める事項」を削り、同項に次の三号を加える。

七 各会社が合併の日までに利益の配当若しくは商法第二百九十三條ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配又は剰余金の分配をするときは、その限度額

八 合併後存続する相互会社につき合併に際して就職すべき取締役又は監査役を定めるときは、その規定

九 その他大蔵省令で定める事項
第六十三條第一項第一号を次のように改める。

一 合併により設立される相互会社の定款の規定

第六十三條第一項第六号中「その他大蔵省令で定める事項」を削り、同項に次の三号を加える。

七 各会社が合併の日までに利益の配当若しくは商法第二百九十三條ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配又は剰余金の分配をするときは、その限度額

八 合併により設立される相互会社の取締役及び監査役の氏名

九 その他大蔵省令で定める事項
第六十三條第二項中「第六十一條第二項及び第三項並びに」を削る。

第六十四條第一項第一号中「及び第三号」を「第三号、第六号及び第八号」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 各会社が合併の日までに利益の配当若しくは商法第二百九十三條ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配又は剰余金の分配をするときは、その限度額

第六十四條第一項に次の一号を加える。
八 その他大蔵省令で定める事項
第六十五條第一項第一号中「及び第三号」を「第三号及び第六号」に改め、同項第二号中「総数、額面又は無額面の別、」を削り、同項第七号中「その他大蔵省令で定める事項」を削り、同項に次の一号を加える。

八 各会社が合併の日までに利益の配当若しくは商法第二百九十三條ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配又は剰余金の分配をするときは、その限度額

九 その他大蔵省令で定める事項
第六十六條第一項中「決議の日」の下に「(合併後存続する保険会社が商法第四百十三條ノ三第一項(簡易な合併手続)の規定により同法第四百八條第一項(合併契約書の承認)の承認を得ないで合併を行う場合には、合併契約書の作成の日)」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中

「第一項の場合」を「前項の場合」に改め、「減少」の下に「において準用する同法第百条(債権者の異議)」を加え、「第百七十三條第一項又は商法第四百十六條第一項(株式会社の合併)」を「商法第四百十一條(債権者の異議)(第百七十三條第一項において準用する場合を含む。)」に、「同条第三項」を「同条第一項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「準用する商法」の下に「第百条第一項を加え、」第百七十三條第一項又は商法第四百十六條第一項(株式会社の合併)において準用する同法」を「商法第四百十二條第一項(債権者の異議)において準用する同法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第百七十三條第一項中「第百七十三條第三項」を「第百七十三條第二項」に改め、同項第二号中「第百八十六條第三項」を「第百八十六條第二項」に改め、同条第二項中「第百七十三條第三項」を「第百七十三條第二項」に改める。

第百七十三條第一項を次のように改める。
商法第五十六條第三項(新設合併に係る定款への署名)、第百一条(合併の効力発生)、第百三條(合併の効果)、第四百八條第一項及び第二項(合併契約書の承認)、第四百八條ノ二(合併後存続する会社又は合併により設立される会社が相互会社である場合にあっては、第一項第二号を除く。)(合併契約書等の備置き等)、第四百十二條(債権者の異議)、

第四百十四條第一項(合併の登記)、第四百十四條ノ二(合併事項を記載した書面の備置き等)、第四百十四條ノ三(合併後存続する会社の従前の役員の任期)、第四百十五條(合併無効の訴え)並びに第四百十六條第二項(減資に対する債権者の異議申出方法の合併への準用)の規定は、相互会社について準用する。この場合において、同法第四百八條第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代会以下本節ニ於テ同ジ)」と、同条第二項中「第百三十一條」とあるのは「保險業法第四十一條又ハ第四十九條ニ於テ準用スル第百三十一條」と、同法第四百八條ノ二第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第四百十四條第一項中「第百八十八條」とあるのは「保險業法第二十七條」と、同法第四百十四條ノ三中「定時總會」とあるのは「定時社員總會(總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時總代会)」と読み替へるものとする。

第百七十三條中第二項を削り、第三項を第二項とする。
第百八十六條第二項中「及び第十七條(公告の方法)」を削る。
第百七十七條中「第五項」を「第四項」に改める。
第百四十二條第一項中「第四百十五條」を「第四百十五條第二項」に改める。

第二百五十四條第二項及び第二百五十五條第二項中「第六十六條第三項」を「第六十六條第二項」に改める。

第三百二十二條第一項及び第三百二十四條第二項中、第七十三條第一項において準用する商法第五十六條第三項の設立委員を削り、「同法第六十七條ノ二」を「商法第六十七條ノ二」に改める。

第三百二十條第一項第一号中、「創立総代会」を削り、同項第二号中「同法第四百十五條」を「同法第四百十五條第二項」に、「第四百四條第一項及び第四百十五條」を「第四百十五條第一項及び第二項」に改める。

第三百三十三條第一項中、「設立委員」を削り、同項第七号中、「創立総代会」を削り、「複本」の下に、「第七十三條第一項において準用する同法第四百八條ノ二第一項第二号、第三号若しくは第六号若しくは同法第四百十四條ノ二第一項の書類」を加え、同項第十号中、「創立総代会」を削り、同項第十一号中、「第七十三條第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する同法第四百十三條第三項において準用する同法第八十條ノ三の規定及び」、創立総代会を削り、同項第十八号中「第三條第一項」を「第三條（第五項を除く。）」に改め、同項第四十号中「第一百條」を「第四百十二條」に改める。

（金融機関の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第三十七條 金融機関の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四條の表第二百四十二條第二項の項の次に次のように加える。

第二百四十 七條第三項	発起人 發起人又は設 立委員
----------------	----------------------

第六條中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 合併に際してする新株の發行に代えて、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十條第二号から第五号まで又は第二百十條ノ三第一項の規定により取得して有する株式をその協同組織金融機関の組合員等に移転するときは、移転すべき株式の額面無額面の別、種類及び数

第六條第七号中「を定めたときは、その規定」を削り、同条に次の一号を加える。

八 その協同組織金融機関が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額第七條中第六号を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 その信用金庫が合併により定款の変更をするときは、その規定第七條に次の三号を加える。

七 合併すべき時期

八 その信用金庫が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額
九 その信用金庫につき合併に際して就職すべき理事又は監事を定めたときは、その規定

第八條第二号を次のように改める。

二 新株式会社の定款の規定

第八條第三号を削り、同条第四号中「額面無額面の別」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号中「及び第七号」を「から第八号まで」に改め、同号を同条第六号とし、同条に次の二号を加える。

七 新株式会社の取締役及び監査役の氏名

八 新株式会社の会計監査人の氏名又は名称
第九條第二号を次のように改める。

二 新信用金庫の定款の規定

第九條中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同条第九号中「第五号及び第六号」を「第六号から第八号まで」に改め、同号を同条第七号とする。

第十二條第四項中「（明治三十二年法律第四十八号）第四百八條ノ二」を「第四百八條ノ二及び第四百十三條ノ二第一項前段」に改め、「第二百四十五條ノ四」の下に、「合併転換法第十二條の二第二項において準用する商法第四百十三條ノ

三第五項から第七項まで」を加え、同条第五項中「並びに合併転換法」を「及び合併転換法」に改め、「第四百四條第一項及び第三項、第五百五條、第六六條、第六八條から第六十一條まで並びに」を削り、同条第七項中「第八條第六号」を「第八條第五号」に改める。

第十三條第三項中「第四百四條第三項、第四百五條第二項から第四項まで、第六六條、第六八條から第六十條まで及び第四百十五條」を「第四百十五條第二項及び第三項」に改める。

第一百十條第六号中「を定めたときは、その規定」を削り、同号を同条第七号とし、同条第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 他の協同組織金融機関が存続する場合に

において、合併により定款の変更をするときは、その規定

第一百十條に次の二号を加える。

八 他の協同組織金融機関が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額

九 他の協同組織金融機関が存続する場合において、その協同組織金融機関につき合併に際して就職すべき理事又は監事を定めたときは、その規定

第六十一條第六号を次のように改める。

六 合併すべき時期

第七 其の普通銀行が合併の日までに利益の配

当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配をするときは、その限度額

第二百九十二条を次のように改める。
二 その銀行が合併により定款の変更をするときは、その規定

第二百九十二条第七号を削り、同条第六号中「日時」の下に「(その銀行が株主総会の承認を得ないで合併をするときは、その旨)を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 合併に際してする新株の発行に代えて、商法第二百九十二条第一号から第五号まで又は第二百九十三条第一項の規定により取得して有する株式を更生債権者、更生担保権者又は組合員等に移転するときは、移転すべき株式の額面無額面の別、種類及び数

第二百九十二条に次の四号を加える。
八 合併すべき時期
九 その銀行が合併の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配をするときは、その限度額
十 その銀行につき合併に際して就職すべき取締役又は監査役を定めたときは、その規定

十一 合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十四条ノ三の別段の定めをしたときは、そ

の規定

第二百九十二条を次のように改める。

二 新協同組織金融機関の定款の規定

第二百九十三条第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同条第九号中「第五号及び第六号」を「第六号から第八号まで」に改め、同号を同条第七号とする。

第二百九十四条第二号を次のように改める。

二 新信用金庫の定款の規定

第二百九十四条第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同条第九号中「及び第六号」を「から第七号まで」に改め、同号を同条第七号とする。

第二百九十五条第二号を次のように改める。

二 新株式会社の定款の規定

第二百九十五条第三号を削り、同条第四号中「額面無額面の別」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号中「第六号及び第七号」を「第七号から第九号まで」に改め、同号を同条第六号とし、同条に次の二号を加える。

七 新株式会社の取締役及び監査役の氏名

八 新株式会社の会計監査人の氏名又は名称
第二百九十四条中「又は合併契約書承認」との下に、「その会社」とあるのは「その銀行」とを

加える。

第三百三十七条第五項中「並びに中小企業等協同組合法第六十六条、信用金庫法第六十一条、労働金庫法第六十五条又は合併転換法第二十一条第三項において準用する商法第四百八条第一項及び第三項、第五百五条、第六十六条並びに第八百八条から第九百一一条までの規定」を削り、同条第七項中「第五百五条」を「第五百十二条第六号」に、「第五百十五号第六号」を「第五百十五号第五号」に改める。

第三百三十八条第三項中「第四百八条第三項、第五百五条第二項から第四項まで、第六十六条、第八百八条から第九百一一条まで及び第四百十五号」を「第四百十五号第二項及び第三項」に改める。
(農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部改正)

第三十八条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中、「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第十六條第一項中「第四百八条ノ二」を「第四百八条ノ二第一項(各号列記以外の部分に限る。及び第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「左ノ書

類」とあるのは、「合併を行う農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会の貸借対照表」と読み替えるものとする。

第十六條第二項中「第四百八条第一項及び第三項、第五百五条、第六十六条、第八百八条から第九百一一条まで並びに第四百十五号並びに」を「第四百十五号及び」に改める。

第二十三條第一項中「第四百八条ノ二」を「第四百八条ノ二第一項(各号列記以外の部分に限る。及び第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「左ノ書類」とあるのは、「事業譲渡を行う農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会の貸借対照表」と読み替えるものとする。

第二十八條第七号中「第四百八条ノ二」を「第四百八条ノ二第一項(各号列記以外の部分に限る。又は第二項」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第三十九條 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八十二條第五項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(旧産業組合法の一部改正)

第四十条 消費生活協同組合法第九九条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中「又ハ」を「若ハ」に、「供スル」を「供シ又ハ其ノ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託会社若ハ信託業務ヲ営ム銀行ニ相当ノ財産ヲ信託スル」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ出資ノ減少ヲ為スモ其ノ債権者ヲ書スルノ真ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

(旧漁業生産調整組合法の一部改正)

第四十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律(平成九年法律第 号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十四条中「第六十三条」との下に、「同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」とを加える。

(旧真珠養殖等調整暫定措置法の一部改正)

第四十二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第九十八号)の一部を

次のように改正する。

第七十三条中「第七十二条」との下に、「同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」とを加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年五月二十九日

地方行政委員長 峰崎 直樹

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団等の業務等に関し行われる暴力的要求行為の防止、準暴力的要求行為の規制、指定暴力団員の集団相互間の対立抗争時における事務所の使用制限等に関する規定を整備するとともに、暴力的要求行為として規制する行為を追加する等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、左記の事項について万全を期すべきである。

一 暴力団対策法の運用に当たっては、所期の目的達成のためその効果的運用に万全を期するとともに、国民の人権の侵害につながらることのないよう特段の配慮を払い、いやくも職権が濫用されることのないよう十分留意すること。

また、警察自らの綱紀粛正及び信頼確保に一層努めること。

二 本法施行に当たっては、事前に、改正の趣旨及び内容について、国民への周知徹底を図るとともに、今後とも、国民・自治体・団体と一体となった暴力団排除活動の推進に一層努めること。

三 組織実態を意識的に隠蔽する等による暴力団勢力の不透明化が進んでいる状況にかんがみ、偽装暴力団化等の防止策を一層強化するとともに、不退転の決意をもって、暴力団の解散・壊滅のための総合的かつ有効な対策を推進すること。

四 暴力団の資金獲得活動及び組織運営の実態等の把握・解明に努め、資金源の封圧に重点を置いた取締り等を強化するとともに、暴力団に係る不正収益について、関係機関との協議・連携を図りつつ、その剥奪及び被害者の被害回復のための強力な法的仕組みを、速やかに検討すること。

五

来日外国人組織による広域窃盗事件や暴力団による組織的なけん銃使用犯罪及び薬物の密売事案など組織を背景とした犯罪が我が国の治安に重大な脅威を与えつつあることにかんがみ、これら犯罪の組織化・国際化・高度情報化に対応した総合的施策の構築を検討すること。

右決議する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の六」に改める。
第二条に次の一号を加える。

八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすること
をいう。

第三条第二号イ中「第四十七条」を「第四十八条」に改め、「この条」の下に「及び第十二条の五第二項第一号」を加え、同条第三号中「及び第九条」を「、第九条及び第十二条の二第一号」に改める。

第九条中「各指定暴力団等という」の下に、第十二条の三及び第十二条の五において同じを加え、同条第四号中「次号」の下に「及び第十二条の二第三号」を加え、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 一人(行為者と密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者を除く。)から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、金品等を目的とする債務について、債務者に対し、相野若しくは乱暴な言動

を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で訪問し若しくは電話をかけて、その履行を要求すること(前号に該当するものを除く。)

第二章第一節中第十二条の次に次の五条を加える。

第十二条の二 公安委員会は、指定暴力団員がその所属する指定暴力団等に係る次の各号に掲げる業務に関し暴力的要求行為をした場合において、当該業務に従事する指定暴力団員が当該業務に関し更に反復して当該暴力的要求行為と類似の暴力的要求行為をするおそれがあると認めるときは、それぞれ当該各号に定める指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、暴力的要求行為が当該業務に関し行われることを防止するために必要な事項を命ずることができ、
一 指定暴力団等の業務であつて、収益を目的とするもの 当該指定暴力団等の代表者等
二 前号に掲げるもののほか、指定暴力団員がその代表者であり、又はその運営を支配する法人その他の団体の業務であつて、収益を目的とするもの 当該法人その他の団体の代表者であり、又はその運営を支配する指定暴力団員
三 当該指定暴力団員の上位指定暴力団員(指定暴力団員がその所属する指定暴力団等の活動に係る事項について他の指定暴力団員から

指示又は命令を受ける地位にある場合における当該他の指定暴力団員をいう。以下この条において同じ。)の縄張の設定又は維持の業務 当該上位指定暴力団員
四 前号に掲げるもののほか、当該指定暴力団員の上位指定暴力団員の業務であつて、収益を目的とするもの 当該上位指定暴力団員

(準暴力的要求行為の要求等の禁止)
第十二条の三 指定暴力団員は、人に対し、当該指定暴力団員が所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し、又は唆してはならない。

(準暴力的要求行為の要求等に対する措置)
第十二条の四 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができ、
2 公安委員会は、前項の規定による命令をする場合において、前条の要求、依頼又は唆しに係る準暴力的要求行為が行われるおそれがあると認めるときは、当該命令に係る同条の規定に違反する行為の相手方に対し、当該準暴力的要求行為をしてはならない旨の指示をするものとす

る。

(準暴力的要求行為の禁止)

第十二条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をしてはならない。
一 第十二条第一項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して三年を経過しないもの 当該命令において防止しようとした暴力的要求行為の要求、依頼又は唆しの相手方である指定暴力団員の所属する指定暴力団等
二 第十二条第二項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して三年を経過しないもの 当該命令に係る暴力的要求行為をした指定暴力団員の所属する指定暴力団等
三 次条の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して三年を経過しないもの 当該命令の原因となつた準暴力的要求行為においてその者が威力を示した指定暴力団等
四 前条第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該指示がされた日から起算して三年を経過しないもの 当該指示に係る第十二条の三の規定に違反する行為をした指定暴力団員の所属する指定暴力団等
五 指定暴力団員との間で、その所属する指定

暴力団等の威力を示すことが容認されることの対償として金品等を支払うことを合意している者 当該指定暴力団等

2 一の指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で次の各号のいずれかに該当するものは、当該指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をしてはならない。

一 当該指定暴力団等の指定暴力団員が行った暴力的不法行為等若しくは第七章に規定する罪に当たる違法な行為に共犯として加功し、又は暴力的不法行為等に係る罪のうち譲渡し若しくは譲受け若しくはこれらに類する形態の罪として国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為で当該指定暴力団等の指定暴力団員を相手方とするものを行い刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

二 当該指定暴力団等の指定暴力団員がその代表者であり若しくはその運営を支配する法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業員若しくは幹部その他の構成員又は当該指定暴力団等の指定暴力団員の使用人その他の従業員等

(準暴力的要求行為に対する措置)

第十二条の六 公安委員会は、前条の規定に違反する準暴力的要求行為が行われており、その相

手方の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されていると認める場合には、当該準暴力的要求行為をしていない者に対し、当該準暴力的要求行為を中止することを命じ、又は当該準暴力的要求行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、前条の規定に違反する準暴力的要求行為が行われた場合において、当該準暴力的要求行為をした者が更に反復して当該準暴力的要求行為と類似の準暴力的要求行為をするおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、準暴力的要求行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

第十三条の見出し中「暴力的要求行為」の下に「又は準暴力的要求行為」を加え、同条各号列記以外の部分中「第十一条」の下に「又は前条」を、「暴力的要求行為」の下に「又は準暴力的要求行為」を加え、「指定暴力団員が」を「者」に、「指定暴力団員に」を「暴力的要求行為又は準暴力的要求行為をした者に」に改め、同条第三号中「暴力的要求行為」の下に「又は準暴力的要求行為」を加える。

第十五条第一項中「敢行される」を「敢行され又は当該敢行に係る指定暴力団等の事務所(暴力団の活動の拠点となつてゐる施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ)若しくは指定暴力団員若しくはその居室に対して敢行される」に改め、「(暴力団の活動の拠点となつてゐる施設又は

施設の区画された部分をいう。以下同じ)を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、一の指定暴力団等に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立が生じ、当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員により敢行され又は当該対立に係る指定暴力団等の事務所(その管理者が当該対立に係る集団に所属しているものに限る)若しくは当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員若しくはその居室に対して敢行される一連の凶器を使用しての暴力行為が発生した場合について準用する。この場合において、同項中「事務所」があるのは「事務所(その管理者が当該対立に係る集団に所属しているものに限る)」が、「指定暴力団等」の指定暴力団員により次の」とあるのは「集団に所属する指定暴力団員により次の」と、「当該指定暴力団等の活動」とあるのは「当該集団の活動」と、同項第一号中「多数」とあるのは「当該集団に所属する多数」と読み替へるものとする。

第三十四条第一項中「第十二条第一項」の下に「第十二条の二、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項」を、「第十五条第一項」の下に「同条第二項において準用する場合を含む。次条、第

三十九条及び第四十二条第一項において同じ。」「を、「暴力的要求行為」の下に「若しくは準暴力的要求行為」を加え、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第十二条の二の規定による命令に係る第一項の意見聴取を行う場合において、当該命令に係る者が当該命令に係る暴力的要求行為をした指定暴力団員の出頭及び意見の陳述を求めたときは、公安委員会は、これを許可することができる。

第三十五条第一項中「第十一条第二項」の下に「第十二条の四第一項、第十二条の六第二項」を加え、同条第四項中「その者の住所が明らかでない場合にあつては、その者を」当該違反行為をした者が指定暴力団員である場合で当該指定暴力団員の住所が明らかでないときにあつては、当該指定暴力団員に改め、同条第五項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第九項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第三十九条第五号中「第十二条第一項」の下に「第十二条の四第一項、第十二条の六第二項」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五の二 第十二条の二の規定による命令又は当該命令に係る第三十四条第一項の意見聴取当該命令又は意見聴取に係る暴力的要求行為が行われた時における当該命令又は意見聴取に係る第十二条の二各号に定める指定暴力団

平成九年五月三十日 参議院會議録第二十号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を
図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

員の住所地(当該指定暴力団員の住所が明らかでない場合にあつては、当該指定暴力団員の所屬する指定暴力団等の主たる事務所の所在地)を管轄する公安委員会

第三十九条第六号中「第十二条第二項」の下に「第十二条の六第一項を加え、同条第七号中「第十一」条の下に「又は第十二条の六」を加える。

第四十二条第一項中「関する事務の下に」、第十二条の四第二項の規定による指示(緊急の必要がある場合におけるものに限る。)に関する事務」を加え、「同条第二項及び第三項を「同条第三項及び第四項」に改め、同条第三項中「第十二条第二項」の下に「第十二条の六第一項」を加える。

第四十七条第一号の次に次の三号を加える。

一の二 第十二条の二の規定による命令に違反した者

一の三 第十二条の四第一項の規定による命令に違反した者

一の四 第十二条の六の規定による命令に違反した者

第四十七条第二号中「第十五条第一項」の下に「(同条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十九条中「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改める。

別表第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八章に規定する罪

別表第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第八章に規定する罪

別表に次の一号を加える。

三十一 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第七章に規定する罪

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

審査報告書

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年五月二十九日

運輸委員長 直嶋 正行

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国有鉄道清算事業団の処理すべき債務が累増している状況にかんがみ、平成九年度において緊急に講ずべき措置として、

政府による日本国有鉄道清算事業団の債券に係る債務の承継その他日本国有鉄道清算事業団の債務に係る負担の軽減を図るための特別措置を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行による無利子貸付金の据置期間の延長に伴い、平成九年度一般会計予算において約三千五百六十億円の歳入減が見込まれている。

なお、政府が一般会計において承継した債務の償還に要する経費は、今後の債務の償還状況にあわせて計上される見込みであり、平成九年度一般会計予算には計上されていない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり次の事項について万全の措置を講ずべきである。

一 日本国有鉄道清算事業団の残存資産の有効売却等により、極力債務の圧縮に努めること。

二 日本国有鉄道清算事業団の債務の抜本的処理方策を一日も早く策定し、可及的速やかに実施すること。

三 日本国有鉄道清算事業団を可能な限り早期に整理することとし、職員の雇用の確保については政府が責任をもって措置すること。右決議する。

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年四月十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、日本国有鉄道清算事業団(以下「事業団」という。)の処理すべき債務が累増している状況にかんがみ、事業団の債務の累増の防止に資するために平成九年度において緊急に講ずべき措置として、政府による事業団の日本国有鉄道清算事業団債券に係る債務の承継その他事業団の債務の負担の軽減を図るための特別措置を定めるものとする。

(一般会計による債務の承継等)
第二条 政府は、平成十年三月三十一日において、額面金額の合計額が三兆三十五億円に相当

する政令で定める日本国有鉄道清算事業団債券に係る事業団の債務(同日前に支払期が到来した利息に係るものを除く。以下「特定債務」という。)を、一般会計において承継する。

2 政府は、前項の規定により特定債務を一般会計において承継したときは、その時において、事業団に対し、特定債務の額に相当する額の長期の資金を無利子で貸し付けたものとする。

3 前項の規定による貸付金の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

(国債に関する法律及び日本国有鉄道清算事業団法の適用等)

第三条 前条第一項の規定により政府が承継した特定債務に係る日本国有鉄道清算事業団債券(以下「特定債券」という。)については、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。)その他の法令中国債に関する規定を適用し、日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)第四十条(第五項及び第六項を除く。)の規定は、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、特定債券については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第二項の規定は、適用しない。

(無利子貸付金の償還条件の変更)

第四条 政府は、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊

急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十六号)第二条第二項の規定による貸付金に係る債務その他政府が無利子で貸し付けた長期の資金に係る事業団の債務のうち政令で定めるものについて、据置期間を一年以内の期間延長することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第二条第一項の規定による政府による特定債務の承継の際現に社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定による登録を受けている特定債券については、当該承継の時に、当該登録に係る登録機関は、当該登録の抹消を行うとともに、当該登録を受けている事項を日本銀行に通知するものとする。

3 日本銀行は、前項の通知を受けたときは、当該通知を受けた事項の登録を行うものとする。

4 前項の規定による登録は、国債に関する法律の規定による登録とみなす。

第二十八号中正誤

ページ 段 行 誤 正

九 一 七 求められきた 求められてきた

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
虎ノ門	〒一〇五 東京郵便区
大蔵省印刷局	丁目一番四号
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（配本）	本号一部
送	
料	二二〇〇円
別	